平成 19 年度行政評価の実施による効果と今後の課題等

平成 20 年 3 月
越　　谷　　市

＜目次＞

Ⅰ　行政評価の実施による効果 1
1　事業内容の見直しによる効果 1
⑴　事業内容の検討・見直し等 1
⑵　事業費の削減 2
2　その他の効果 3
⑴　第 4 次行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）への位置付け 3
⑵　内部評価の客観性の向上 3
⑶　データの有効活用 3
Ⅱ　今後の課題 4
1　事務事業評価の実施時期等の見直しについて 4
2　総合評価について 5
3　個別評価について 5
⑴　個別評価の的確な実施 5
⑵　個別評価の質問内容の見直し 6
4　成果指標の設定について 6
5　外部評価について 7
⑴　外部評価の今後のあり方 7
⑵　補助金等事業の評価の仕方 7
⑶　効率的・効果的な説明対応の推進 8
参考資料 9
○　各種評価結果を踏まえた改革改善計画の作成対象とした事業の選定基準 9
○　改革改善計画（各種評価結果を踏まえた対応等）一覧 12

Ⅰ　行政評価の実施による効果

平成 19 年度における行政評価（事務事業の事後評価及び外部評価。以下同じ。）の実施による効果を列挙すると以下のとおりである。

1　事業内容の見直しによる効果

⑴　事業内容の検討・見直し等

平成 19 年度に実施した行政評価により、各種評価結果を踏まえた改革改善計画の作成対象とした事業[1]（以下「改革改善対象事業」という。）は、事後評価対象事業の 560 事業中 173 事業であった。

同 173 事業のうち、改革改善計画において平成 19 年度中に何らかの検討・見直しをした、あるいは今後何らかの見直しをすることとした事業は 150 事業、平成 19 年度で終了することとした事業は 4 事業である（図表 1-1 参照）。

また、これら 173 事業のうち、外部評価を実施した事業は全部で 61 事業であるが、このうち平成 19 年度中に何らかの検討・見直しをした、あるいは今後何らかの見直しをすることとした事業は 55 事業である（同図表）。

図表 1-1：【事業内容の検討・見直し状況】

※（ ）内：平成 19 年度外部評価対象事業

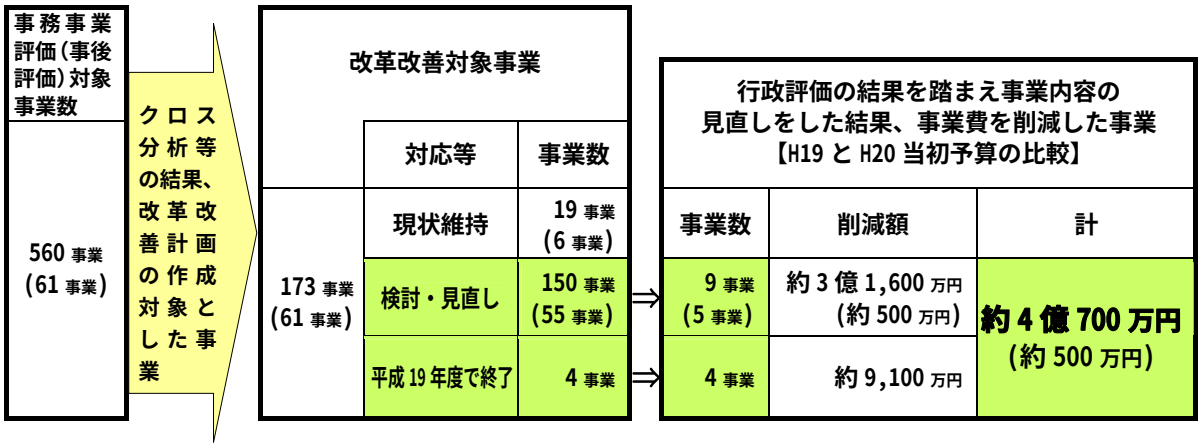

（参考）検討・見直し（150 事業）の具体的な内容例（詳細は巻末参考資料参照）

- 航空写真撮影に係る委託の一元化・地図情報等の共有化
- 就職支援におけるフォロー体制の強化
- 事務処理マニュアルの策定による効率化
- 補助金の交付要綱等の見直し
- 事業メニューの見直しや手続きの簡素化による利便性の向上
- 事業実施後の実態調査による事業効果の測定　　等

[1] クロス分析で問題があると思われる事業、内部の総合評価の結果Ｃ評価(課題が多く事業の大幅な見直しが必要)及びＤ評価(事業の休・廃止を含めた検討が必要)になった事業、平成 19 年度外部評価対象事業、平成 18 年度以前に実施した外部評価でＣ、Ｄ評価、経費等の削減を提案された事業→詳細は巻末参考資料（各種評価結果を踏まえた改革改善計画の作成対象とした事業の選定基準）参照

⑵　事業費の削減

平成 19 年度における 173 の改革改善対象事業のうち、各種評価結果を踏まえ事業内容の見直しをしたことにより、平成 19 年度当初予算と比較して平成 20 年度当初予算において事業費を削減した主な事業は 13 事業であり、その削減額は合計で約 4 億 700 万円となった（図表 1-1、1-2 参照）。

また、この 13 事業のうち、過年度分を含めた外部評価対象事業は 9 事業であり、それによる事業費の削減額は約 3 億 1,600 万円である。さらに、そのうち平成 19 年度における外部評価対象事業は 5 事業であり、それによる事業費の削減額は約 500 万円である。

図表 1-2：【事業費の削減】

㊥：外部評価対象事業（過年度分を含む。網掛けは H19 年度外部評価対象事業）

事業名の（）内の数字：事務事業評価等実施結果一覧表(平成 19 年 10 月公表)における事業番号　　単位（千円）

No	事業名		所管課	H19 年度当初予算額…①	H20 年度当初予算額…②	削減額…③（②－①）	事業費削減の概要
1	職員福利厚生事業(職員被服貸与事業)(44)	㊥	人事研修課	15,800	12,300	▲ 3,500	事務服貸与の廃止による事業費の削減
2	交通安全推進事業(111)	㊥	くらし安心課	1,290	1,080	▲ 210	補助金等の見直しによる削減
3	交通安全指導事業(118)	㊥	くらし安心課	46,220	45,810	▲ 410	補助金等の見直しによる削減
4	建設国保組合等助成金(-)	㊥	社会福祉課	4,000	3,000	▲ 1,000	助成方法の見直しによる事業費の削減
5	おがの山荘施設管理事業(194)		国民健康保険課	73,000	0	▲ 73,000	施設の廃止による事業費の削減
6	国民健康保険会計繰出金(法定外)事業(195)	㊥	国民健康保険課	600,000	300,000	▲ 300,000	国保税率の改定を前提とした削減
7	おがの山荘運営事業(206)		国民健康保険課	15,747	0	▲ 15,747	施設の廃止による事業費の削減
8	融資審査会運営事業(310)		産業支援課	770	0	▲ 770	審査会の廃止による削減
9	水田農業構造改革対策事業(311)		農政課	3,530	3,200	▲ 330	補助金等の見直しによる削減
10	低温貯蔵庫管理費(316)	㊥	農政課	1,750	0	▲ 1,750	施設の廃止による事業費の削減
11	農業従事・後継者育成事業(327)	㊥	農政課	4,090	3,010	▲ 1,080	補助金等の見直しによる削減
12	語学指導助手等招致事業(449)	㊥	指導課	76,545	68,908	▲ 7,637	委託内容の見直しによる事業費の削減
13	火災予防事業(563)	㊥	消防本部予防課	9,730	7,410	▲ 2,320	起震車の再リースによる事業費の削減
計				852,472	444,718	▲ 407,754	
	外部評価対象事業分			759,425	441,518	▲ 316,487	
	(H19 外部評価対象事業分)			(65,330)	(60,310)	(▲ 5,020)	

※　この表に掲げる事業以外の事業についての見直しで、次のようなものは含まない。

- 法令の改廃や事業終期の到来等に伴う事業費の当然減によるもの
- 評価対象とする事業単位を構成している個々の事業の見直しによる組替え等を行ったが、事業単位としては事業費の削減に至っていないもの

2 その他の効果

⑴ 第 4 次行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）への位置付け

平成 19 年度に第 4 次行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）（以下「集中改革プラン」という。）に新たに位置付けた 3 件の事業のうち、平成 19 年度の行政評価の実施結果を踏まえて位置付けた事業は 2 件である（図表 1-3 参照）。これにより、行政評価結果を踏まえて集中改革プランに位置付けた取組は、過年度に位置付けた取組と合わせ 17 件となった（図表 1-4 参照）。

図表 1-3：【集中改革プランに新たに位置付けた事業一覧】

網掛け：平成 19 年度の行政評価の実施結果を踏まえ、位置付けた取組
（）内：事務事業評価等実施結果一覧表(平成 19 年 10 月公表)における事業番号

	集中改革プランの取組名	所管課	行政評価対象事業名	備考
1	おがの山荘の廃止	国民健康保険課	おがの山荘施設管理事業(194) おがの山荘運営事業(206)	24 頁 No55 26 頁 No66 参照
2	能楽堂の使用料の見直し	生涯学習課	日本文化伝承の館運営事業(512)	44 頁 No154 参照
3	一部体育施設の使用料の見直し	体育課	―	―

図表 1-4：【評価結果を踏まえて集中改革プランに位置付けた事業数】

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	計
事業数	12	3	2	17

⑵ 内部評価の客観性の向上

行政評価については、市の職員による内部評価に加え、評価の客観性・透明性の確保等を目的として、外部評価も実施している。

内部評価と外部評価結果が一致する割合は、平成 16 年度が 64%であったのに対し、平成 19 年度は 85%と、年度を重ねるごとに増加している。このことから、事業の実施結果に対する市民の視点からの評価の指向という面に関し、内部評価における客観性が向上してきていると考えることができる（図表 1-5 参照）。

図表 1-5：【各年度別の内部評価・外部評価結果の一致状況】

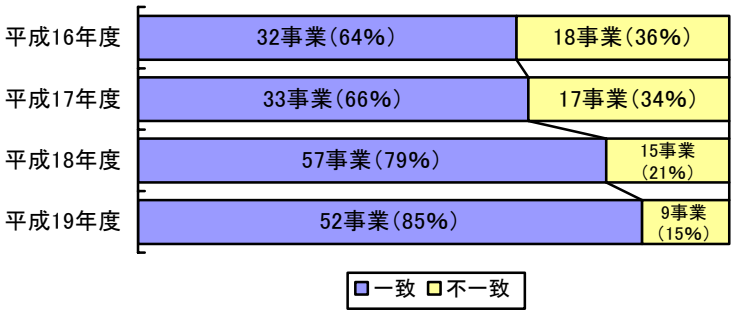

⑶ データの有効活用

行政評価で取得したデータについて、総合振興計画や男女共同参画プランの策定及び進行管理、組織・定数調整、予算編成等他業務への有効活用を図り、新たな調査の負担を軽減することができた。

Ⅱ　今後の課題

行政評価の実施における今後の課題は以下のとおりである。

１　事務事業評価の実施時期等の見直しについて

事務事業の事後評価については、各事業課において 4 月中旬から 5 月中旬までの間に実施し、評価表を作成することになっている。また、その実施結果については、例年 7 月に開催する行政経営推進本部会議（以下「本部会議」という。）において総合振興計画の進捗状況等と併せて報告している。この 7 月開催の本部会議では同時に、当該報告内容等を踏まえ、翌年度に向けた総合調整方針の決定や集中改革プランへの取組項目の追加拡充等に関する協議を行っているが、各事業課における主体的な事業の見直しを含め、評価した結果をこれらの取組に今後さらに的確に反映できるようにすることが望ましい。

そこで、事後評価の結果について、その後の改革改善に向けた各種の取組に一層しっかりとつなげ、活用していく観点から、本部会議において当該評価結果の報告を行う機会を例年の 7 月の会議よりも早い時期に設け、全庁的な視点での検証の充実を図ることとし、これに合わせて事後評価の実施時期についてもできる限り（おおむね半月程度）前倒しすることを検討する必要があると考えられる。

また、事務事業の事前評価については、例年 10 月下旬に開催する翌年度当初予算説明会を経てから評価表を作成し、その提出期限を当初予算見積書の提出期限と同一の 11 月下旬としている。しかし、事前評価によって明確にした個々の新規事業の妥当性等や優先度についての検証結果を、各事業課において今まで以上に十分精査した上で、具体的な予算要求に反映させていくことができるようにするため、事前評価の実施時期を当初予算見積書の作成時期よりも前に設定することを検討する必要があると考えられる。

2　総合評価について

事務事業評価（事後評価及び事前評価）では、各視点からの個別評価を踏まえた上で、課題の有無と改善の程度によりＡからＤまでの 4 段階（図表 2-1 参照）で総合評価を行っている。

この総合評価のうち、Ａ評価の意味とする「課題は全くない」という現行の表現については、行政経営審議会において、現実には想定しにくい内容であり、別の表現を考えた方がいいのではないかという意見が出されている。

総合評価は、計画（PLAN）→実施（DO）→検証（CHECK）→改革改善（ACTION）のマネジメント・サイクルのうち、検証（CHECK）部分に相当し、次の改革改善（ACTION）につなげるための大切な要素であるため、市民から見てより適切な表現となるよう、図表 2-1 に例示するような表現に変更することについて検討する必要がある。

図表 2-1：【総合評価の類型の変更例】

類型	現行の内容	見直し後の内容
A	課題は全くない	適切な内容で実施されている
B	課題が少しあり事業の一部見直しが必要	変更なし
C	課題が多く事業の大幅な見直しが必要	変更なし
D	事業の休・廃止を含めた検討が必要	変更なし

3　個別評価について

⑴　個別評価の的確な実施

個別評価については、本年度から図表 2-2 のように、あらかじめ評価する上での具体的判断基準を列記した選択肢を明示し、その中から当てはまる項目を選択することによって、妥当性、効率性、有効性、貢献度を客観的に評価する方式を採用し、評価の均質性・客観性を確保するとともに、課題の明確化や個別評価と総合評価の関連性の強化等を図ることとした。

しかし、行政経営審議会において、総合評価の前提となる個別評価の実施結果を見ると、事業によっては具体的判断基準をきちんと踏まえていないものが見受けられるとの意見が出されている。

今後、個別評価の実施においては、事業の実情を十分に把握した上で、具体的判断基準を踏まえた評価を的確に行うよう各課において努めつつ、現行方式の一層の定着を図る必要がある。

⑵　個別評価の質問内容の見直し

個別評価の質問項目のうち、効率性に関する項目（図表 2-2 参照）の(8)について、活動指標による単位あたりコストを経年比較する対象期間を前年度に限らず、もう少し長期的なものも含めてはどうか、また、同(10)について、他の自治体と横並びであればいいというように感じられる内容ではなく、もっと越谷市の取組の積極性を示すことのできるものにしてはどうかといった意見が、それぞれ行政経営審議会で出された。これらを踏まえ、評価する上での判断基準としての客観性確保を図りつつ、例えば図表 2-3 に掲げるような表現に変更することについて検討する必要がある。

図表 2-2：【個別評価の質問項目・現行（効率性のみ抜粋）】

該当する項目に○と入力↓

視点	質問項目（()付の数字は評価表における質問番号）	
効率性	⑺　定期的に事業の実施手順や費用対効果を把握･検証し、効率化に向けた取組を行っている。	○
	⑻　活動指標による単位あたりのコストが前年度と比較して、悪化（事業計画上、予定されたコスト上昇等を除く）していない。	○
	⑼　事業の成果を下げずにコストを削減する余地（仕様や工法の見直し、電算化等の事務改善、臨時・非常勤職員等の活用や委託化など）はない。	
	⑽　他の自治体で別の手法や体制によって効率的かつ質の高い取組が行われている事例は見当たらない。	○
	⑾　受益者負担の見直しの余地はない、又は受益者負担を求める事業ではない。	

図表 2-3：【個別評価の質問項目・変更例（効率性のみ抜粋）】

該当する項目に○と入力↓

視点	質問項目（()付の数字は評価表における質問番号）	
効率性	⑺　定期的に事業の実施手順や費用対効果を把握･検証し、効率化に向けた取組を行っている。	○
	⑻　活動指標による単位あたりのコストが、前年度との比較又は最近数年間の推移において、悪化（事業計画上、予定されたコスト上昇等を除く）していない。	○
	⑼　事業の成果を下げずにコストを削減する余地（仕様や工法の見直し、電算化等の事務改善、臨時・非常勤職員等の活用や委託化など）はない。	
	⑽　他の自治体の手法や体制と比較しても効率的かつ質の高い取組を行っている。	○
	⑾　受益者負担の見直しの余地はない、又は受益者負担を求める事業ではない。	

4　成果指標の設定について

活動結果指標（アウトプット指標）については、昨年度（平成 18 年度）に実施した外部評価における指摘を踏まえ、ほとんどの事業で指標の設定がなされている。一方、成果指標（アウトカム指標）については、指標が設定されていなかったり、設定されていても適切でない事業が見受けられた。成果指標については、事業によっては設定しにくいか、又は設定できたとしても実際には計測不可能なものも多く、全ての事業において設定するのは困難な面もあるが、事業内容によっては代替指標の設定ができるものもある。今後、各課において成果指標の設定をしやすくするために、他の自治体の例などを参考に指標の参考例の整備を進めるとともに、各事業課においても事業の意図や目的を踏まえ、その達成度合を計る適切な指標の検討を行う必要がある。

5　外部評価について

⑴　外部評価の今後のあり方

外部評価の今後のあり方について本部会議で検討した結果、現状では、専門性を持った外部有識者の円滑な確保その他の一連の関係業務を効率的かつ効果的に行うとともに、個々の事業について利害関係を有しない中立的な立場からの公平・公正な評価を期する観点等から、現行のような業務委託方式が妥当であるという結論に達している。

一方、行政経営審議会においては、今後の外部評価の実施のあり方として、将来的には市民の目・市民感覚からの評価を目指すべきである旨の意見が出されている。

本市では、行政評価制度における最終評価者は市民であるという考え方の下、各事業の執行を通して関係市民に日々接する担当課による内部評価に加えて外部評価を行い、それらの結果については、市がどう考えているのか等を含めて行政経営審議会に報告するほか、議員等への情報提供を行うとともに広く公表している。それらの一連の手順を通じて市民の声を相応に反映させる面も有していると言えるところであり、その他、市政世論調査等を通じて政策や施策等に対する市民の意見を得ることなども、広い意味で市民からの評価に該当するのではないかと考えられる。

そこで、そのような現行の行政評価制度の中における市民の位置付けを改めて分かりやすく明示していく中で、評価過程に市民の声を取り入れることのできる仕組みの充実を目指し、外部評価の一層適切なあり方を今後とも継続的に検討していく必要がある。

⑵　補助金等事業の評価の仕方

本年度においては、外部評価の対象として補助金等の見直し対象事業（以下、補助金等事業）を加えたが、事務事業評価（事後評価）対象事業の選定基準[2]と括りが異なり、外部評価の対象となった１事業に複数の補助金等事業が含まれるものがあった。

そのため、個々の補助金等ごとの評価に即した改革改善の方向性等が必ずしも明確化するに至らなかったものも見受けられたところであり、今後、補助金等事業に対する評価の充実を図るためには、その事業としての括り方や補助金等評価基準との整合などについてさらに検討していく必要がある。

---

[2]　①一般会計及び特別会計を対象とする。②事業別予算の「細々目」を１事業として対象事業（実施計画対象事業を含む。）とする。③事業別予算の「細々目」に対応する実施計画事業がある場合は、実施計画事業を１事業として捉える。④事業別予算の「細々目」の中で、「職員人件費」や「一般事務経費」等のように具体的な事業として捉えることが困難なものは対象外とする。

⑶　効率的・効果的な説明対応の推進

外部評価の効率的・効果的な実施に関し、外部評価委員からは、市側で提供する事業説明資料を適切かつ必要最小限のものとすることなどを要請されているほか、行政経営審議会では事業の状況を理解する上で、現行のヒアリング時間で十分か等の意見が出された。

これらを踏まえ、ヒアリング時間の拡大については、評価者側の負担等も考慮する中で、今後ともその適切なあり方を検討していくとともに、市側の説明対応についての基本として、限られた時間内で外部評価委員が事業内容を十分に理解できるよう、的確な説明資料の提供を含め、簡潔でわかりやすい説明に努める等の対応の徹底を図る必要がある。

参考資料

○　各種評価結果を踏まえた改革改善計画の作成対象とした事業の選定基準

1　事務事業評価の結果、クロス分析で問題があると思われる事業

⑴　特定の個人や団体に受益が偏っていないかと、受益者負担の見直しの余地はあるか

○　受益の偏りがあり、受益者負担の見直しの余地があると思われる事業…（下表中（C））

「(1) 受益×負担」【受益の偏りと受益者負担の見直しの余地】

特定の個人や団体に受益が偏っていないか	ある	ない
偏っていない	(a) 88事業	(b) 440事業
偏っている	(c) 22事業	(d) 10事業

受益者負担の見直しの余地はあるか

参考資料○改革改善計画一覧の
24:集会施設整備事業 、26:越谷しらこばと基金事業(越谷しらこばと基金積立事業含む)、30:交通災害共済会計繰出金事業、49:保険事務管理費(介護保険)、56:国民健康保険会計繰出金(法定外)事業、61:医療費通知事務事業(老人保健)、63:医療費支給事業(老人保健)、65:医療給付事業(老人保健)、80:動物死体収集事業、83:粗大ごみ受付業務、88:空閑地除草事業、101:低温貯蔵庫管理費、102:農産物生産奨励事業、104:農業環境衛生改善事業、105:農業従事・後継者育成事業、106:市民農園整備事業、132:木造住宅耐震改修促進事業、141:伝統芸術鑑賞事業、162:市立体育施設管理事業、163:屋外体育施設管理運営事業、166:市立体育館管理運営事業、173:火災予防事業

⑵　同じ目的を持つ事業が他にあるかないかと、廃止・縮小の余地があるかないか

○　同じ目的を持つ他の事業があり、廃止・縮小できる余地があると思われる事業…（下表中（C））

「(2) 同×廃・縮」【同じ目的をもつ事業の有無と廃止・縮小の余地】

同じ目的を持つ他の事業はあるか	ある	ない
ない	(a) 27事業	(b) 423事業
ある	(c) 20事業	(d) 90事業

廃止・縮小できる余地はあるか

参考資料○改革改善計画一覧の
6:男女共同参画推進事業、10:職員福利厚生事業(職員被服貸与事業を含む)、12:職員表彰事業、51:順正苑施設管理事業、52:順正苑施設改修事業、53:順正苑運営事業、54:日用品等支給事業、60:レセプト点検等事業(老人保健)、61:医療費通知事務事業(老人保健)、91:中小企業環境整備資金融資事業、97:融資審査会運営事業、101:低温貯蔵庫管理費、102:農産物生産奨励事業、117:都市防災河川等整備事業、139:小学校仮設教室借上事業(東越谷小)、141:伝統芸術鑑賞事業、143:小・中学校教育指導書等整備事業、165:備品整備事業、170:消防委員会運営事業、172:消防音楽隊運営事業

⑶　妥当性と効率性

○　妥当性が低く効率性も低いと思われる事業…（下表中（C））

「(3) 妥当×効率」【妥当性と効率性】

妥当性	低	高
高	(a) 84事業	(b) 421事業
低	(c) 23事業	(d) 32事業

効率性

参考資料○改革改善計画一覧の
26:越谷しらこばと基金事業(越谷しらこばと基金積立事業含む)、30:交通災害共済会計繰出金事業、33:共済見舞金(加入促進費含む)、35:交通安全推進事業、39:交通災害共済保険料負担事業、55:おがの山荘施設管理事業、56:国民健康保険会計繰出金(法定外)事業、57:疾病予防費(国保会計)、59:電算処理事務事業(老人保健)、60:レセプト点検等事業(老人保健)、61:医療費通知事務事業(老人保健)、62:審査委託事業(老人保健)、63:医療費支給事業(老人保健)、65:医療給付事業(老人保健)、66:おがの山荘運営事業、83:粗大ごみ受付業務、85:家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業、91:中小企業環境整備資金融資事業、94:工業団地整備事業、97:融資審査会運営事業、101:低温貯蔵庫管理費、106:市民農園整備事業、170:消防委員会運営事業

⑷　妥当性と有効性

○　妥当性が低く、有効性も低いと思われる事業…（下表中（C））

「(4) 妥当×有効」【妥当性と有効性】

妥当性		有効性：低	有効性：高
	高	(a) 87事業	(b) 418事業
	低	(c) 27事業	(d) 28事業

参考資料○改革改善計画一覧の
10：職員福利厚生事業（職員被服貸与事業を含む）、30：交通災害共済会計繰出金事業、33：共済見舞金（加入促進費含む）、34：消費者保護委員会事業、35：交通安全推進事業、39：交通災害共済保険料負担事業、55：おがの山荘施設管理事業、56：国民健康保険会計繰出金（法定外）事業、57：疾病予防費（国保会計）、59：電算処理事務事業（老人保健）、60：レセプト点検等事業（老人保健）、61：医療費通知事務事業（老人保健）、62：審査委託事業（老人保健）、63：医療費支給事業（老人保健）、65：医療給付事業（老人保健）66：おがの山荘運営事業、83：粗大ごみ受付業務、91：中小企業環境整備資金融資事業、94：工業団地整備事業、97：融資審査会運営事業、98：水田農業構造改革対策事業、100：農業技術研究事業、101：低温貯蔵庫管理費、102：農産物生産奨励事業、121：受益者負担金・使用料徴収業務費①、143：小・中学校教育指導書等整備事業、170：消防委員会運営事業

⑸　事業の必要性と市が直接実施する必要性

○　事業の必要性が高いが、市が直接実施する必要性は低いと思われる事業…（下表中（a））

○　事業の必要性が低く、市が直接実施する必要性も低いと思われる事業…（下表中（C））

○　事業の必要性が低いが、市が直接実施する必要性は高いと思われる事業…（下表中（d））

「(5) 事業×直接」【事業そのものの必要性と市が直接実施する必要性】

事業の必要性		市が直接実施する必要性：低	市が直接実施する必要性：高
	高	(a) 49事業	(b) 497事業
	低	(c) 9事業	(d) 5事業

参考資料○改革改善計画一覧の
7：電算運用事業、28：防犯対策事業、32：消費生活相談事業、34：消費者保護委員会事業、35：交通安全推進事業、36：市民相談事業、37：消費者啓発事業、42：更生保護事業、51：順正苑施設管理事業、52：順正苑施設改修事業、53：順正苑運営事業、54：日用品等支給事業、59：電算処理事務事業（老人保健）、60：レセプト点検等事業（老人保健）、72：児童館コスモス運営事業、73：児童館コスモス施設管理事業、74：児童館ヒマワリ施設管理事業、75：児童館ヒマワリ運営事業、77：保育所運営事業、78：家庭保育室事業、79：学童保育室運営事業、81：粗大ごみ収集運搬事業、82：廃棄物減量等推進員事業、86：資源物等収集運搬事業、89：産業情報化推進事業、90：能力開発支援事業(旧：勤労者等能力開発支援事業)、93：労働相談事業、95 若年者等就職支援事業、100：農業技術研究事業、106：市民農園整備事業、111：八潮越谷線整備事業（県営）、125：越谷駅西口土地区画整理事業、126：七左第一土地区画整理事業、127：東越谷土地区画整理事業、128：西大袋土地区画整理事業、133：住まいの情報館施設管理事業、137：小・中学校施設管理事業、140：科学技術体験センター施設管理事業、141：伝統芸術鑑賞事業、142：語学指導助手等招致事業、143：小・中学校教育指導書等整備事業、144：入学準備金貸付事業、147：給食センター施設管理事業、154：日本文化伝承の館運営事業、157：総合体育館管理運営事業、161：越谷市民プール管理運営事業、162：市立体育施設管理事業、163：屋外体育施設管理運営事業、169：図書購入事業

参考資料○改革改善計画一覧の
30：交通災害共済会計繰出金事業、33：共済見舞金（加入促進費含む）、39：交通災害共済保険料負担事業、55：おがの山荘施設管理事業、57：疾病予防費（国保会計）、66：おがの山荘運営事業、91：中小企業環境整備資金融資事業、97：融資審査会運営事業、170：消防委員会運営事業

参考資料○改革改善計画一覧の
61：医療費通知事務事業（老人保健）、62：審査委託事業（老人保健）、63：医療費支給事業（老人保健）、65：医療給付事業（老人保健）、101：低温貯蔵庫管理費

２ 総合評価の結果C及びD評価になった事務事業

事業の総合評価として、Ａ（課題は全くない）、Ｂ（課題が少しあり事業の一部見直しが必要）、Ｃ（課題が多く事業の大幅な見直しが必要）、Ｄ（事業の休・廃止を含めた検討が必要）の４段階評価を実施した結果、Ｃ及びＤ評価になった事務事業。

●総合評価

総合評価	事業数(件)	構成比
Ａ課題は全くない	82	14.7%
Ｂ課題が少しあり事業の一部見直しが必要	465	83.0%
Ｃ課題が多く事業の大幅な見直しが必要	10	1.8%
Ｄ事業の休・廃止を含めた検討が必要	3	0.5%
計	560	100.0%

C評価の内訳→改革改善計画一覧の
26:越谷しらこばと基金事業(越谷しらこばと基金積立事業含む)、27:市民活動支援事業、30:交通災害共済会計繰出金事業、39:交通災害共済保険料負担事業、91:中小企業環境整備資金融資事業、94:工業団地整備事業、113:管路改修事業、117:都市防災河川等整備事業、119:管路改修事業、164:市立体育館施設改修事業

D評価の内訳→改革改善計画一覧の
33:共済見舞金(加入促進費含む)、97:融資審査会運営事業、170:消防委員会運営事業

４ 外部評価実施対象事業

⑴ 平成１９年度に実施した外部評価の対象とした事務事業

※Ｃ・Ｄ評価となった事業は以下のとおり。

●外部評価

総合評価	事業数(件)	構成比
Ａ課題は全くない	1	1.6%
Ｂ課題が少しあり事業の一部見直しが必要	53	86.9%
Ｃ課題が多く事業の大幅な見直しが必要	6	9.9%
Ｄ事業の休・廃止を含めた検討が必要	1	1.6%
計	61	100.0%

C評価の内訳→改革改善計画一覧の
12:職員表彰事業、27:市民活動支援事業、34:消費者保護委員会事業、50:家族介護支援事業、57:疾病予防費(国保会計)、122:営繕管理事業(公共施設維持管理システム)

D評価の内訳→改革改善計画一覧の
48:老人日常生活用具給付事業

⑵ 平成１８年度以前に実施した外部評価でＣ、Ｄ評価、経費等の削減を提案された事業

※ 上記事業は一部重複あり

○ 改革改善計画（各種評価結果を踏まえた対応等）一覧

事業名の（ ）内の数字：事務事業評価等実施結果一覧表(平成 19 年 10 月公表)における事業番号　　★：集中改革プランに位置付けたもの（又は既に位置付けのあるもの）

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
1	人事交流員事業(4)	秘書課	B	キャンベルタウン市の人事交流員が、3 ヶ月間、日本で生活する住居については、通勤・環境・契約条件等を考慮すると、制約も多く、選定するのが困難な状況である。また、研修内容や生活全般にわたる支援も含めた、あらゆる分野においての環境づくりが要求されるため、全庁的な協力体制が必要である。	20 年以上におよぶ越谷市とキャンベルタウン市の姉妹都市交流を継続するためにも本事業は引き続き実施していく。	B ⑲	教育の視点から国際交流の意味については、理解できる。 キャンベルタウン市との一連の交流事業全体の中で、職員の人事交流の意味、事業の目的を明確にすると共に、交流を通じて得られた知見を庁内で報告するなど、その成果を組織全体で共有する仕組みを作ることが重要である。	●			派遣時において、庁内ランを利用してのレポート報告を行い、成果を職場へ反映するだけでなく、平成 20 年度から新採用職員研修において、人事交流員事業を含む姉妹都市交流事業の理解促進を図るとともに、年 1 回実施している国際化職員研修において、人事交流員事業の成果をさらに職場へ反映させていく。受入時にも、職員に対して人事交流員が発表する場を設け、姉妹都市交流事業及びオーストラリア行政に関する理解促進を図っていく。
2	表彰関係事業(7)	秘書課	B	現在は、庁内各課において各々所管する各種表彰規則等があるため、基準を明確化するなど、表彰制度のあり方について全体的な見直しをする必要がある。	他市の状況等も十分調査の上、既存の庁内表彰関係規則等を整理統合し、より効率的・効果的な表彰制度のあり方を構築する。	C ⑰	市の表彰は、市民にとって名誉であり励みになるものである。表彰の基準は広く開かれて透明性の高いものであることが重要である。市としての統一的な基準のもとに、既存の複数ある表彰制度を整理統合して、特に地域コミュニティの貢献度を適切に評価できるような仕組みを考える必要がある。	●			現在、各表彰規則等を所管する課と調整会議等を行ってきているが、平成 20 年度中に、整理統合が可能な規則等は「越谷市表彰規則」に統合する。 また、取扱要領等を作成し、表彰基準をより明確にする。
3	広報活動事業(10)	広報広聴課	B	委員構成や委員の推薦団体など再考の余地がある。	広報広聴専門委員の役割を再確認しながら、長期にわたる委員や推薦団体の構成を再検討する。	C ⑰	広報広聴専門委員の会議は、昭和 47 年より継続しており、また一部メンバーも固定的であり有効な提言件数も少なく、その役割について改めて検討することを求める。新設される行政経営審議会との役割分担を整理し、専門委員会の主旨を見直し、必要ならばふさわしい委員構成での再構成を求める。	●			委員の構成や推薦団体などを、平成 19 年度の改選に伴い再考した。その結果として、時代の要請に応え、産業分野の統廃合やコミュニティ、環境、経営的視点などを踏まえた委員選出を行った。これにより委員定数 12 名中 7 名を新規委員とし刷新を図り、会議等で以前に増して活発な意見交換や提言をいただけるようになった。
4	情報データベース化事業(13)	広報広聴課	B	データを電子化することで、データの劣化を防ぐとともに、省スペース化が図られる。しかし、分類方法に若干問題がある。過去のネガまで保存しているため、分類方法にばらつきがあり、検索に若干時間を要する。また、データベース化は今後も必要であるが、検索方法を改善する必要がある。	システムの再検討。膨大なデータを検索しやすいシステムに再構築する。	C ⑯	・フィルム、広報誌の保管は保管だけでは意味がなく、いかに活用するかを目的とし、なにが保管されているかという情報を公開するなどの検討が必要である。 ・従って、広報広聴課で把握している情報という観点だけではなく、全庁の情報公開の立場からの見直しが必要である。 例えば、文書管理システムの中で、全部公開、一部公開、非公開などの区分を設け、情報公開に対応するなどを検討していただきたい。情報公開をはかり透明性を高めることで市民の市政への関与度も上がり、市民協同も実現していくことになる。 ・市のホームページからや図書館で各種キーワードでの検索等に対応できるようにするなどもご検討いただきたい。	●			現在、広報広聴課が保管している写真データは紙、ネガ、電子データなど様々な媒体で保管されている。このデータを電子データに一本化し、専用のサーバに分類・蓄積をすれば飛躍的に検索効率が向上する。今後の進め方については、検索システム構築に向けハード・ソフトの検討（平成 20 年度予定）を行い、今ある複数の媒体のデータ保存状況を確認した上で分類表を作成（平成 21 年度予定）し、平成 22 年度以降にデータの加工を行い、作成した分類表に沿って大容量サーバ内の検索システムへ入力作業を行っていきたい。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
5	テレビ等視聴覚広報事業(15)	広報広聴課	B	インターネットの普及と2011年からの地上波デジタル放送開始によるテレビ画面上でのインターネット接続が可能なインフラ(接続可能な環境)が整備されることが予想される。テレビ広報番組の内容等について再考する時期が近づいている。	番組構成と放送時間について再考する。	B ⑲	広報内容について、各課との協力により作成されている姿勢は評価できる。 内部評価の総合評価にあるとおり、インターネットの普及と地上波デジタル放送への切り替えを見据えた広報媒体の役割分担について、現時点から再検討し、準備と試行を進めておく必要がある。そのうえで、テレビ媒体の持つ特徴を活かした広報活動を進めることを望む。	●			インターネットの普及と 2011 年からの地上波デジタル放送開始により、テレビ画面上でのインターネット接続が可能なインフラが整備されることが予想される。したがって、テレビ広報番組の内容等について再考する時期が近づいている。具体的にはテレビ番組としての広報番組というよりは、インターネット上で 24 時間見ることができる動画配信サービスとしての広報となることから、編集の方法、配信時間などを今後調整していく。
6	男女共同参画推進事業(26)	企画課	B	施設利用者の増加、利用率の向上、市民の意識水準に合わせた講座内容のレベルアップ、市民団体育成のための効果的な支援策。	① 多様な参加者を想定した魅力ある講座、イベントの開催。市民団体企画事業の回数、財政的支援の充実を図る。 ② 未だに性別役割分担意識等が解消されず、男女共同参画社会が実現したとは言えない状況にあり、より一層の取り組みが求められている中、男女共同参画社会を市民との協働により実現するため、今後の事業を拡充する必要がある。	B ⑲	男女が平等にあらゆる分野で活動するための支援は重要である。 「学習」「相談」「交流」「情報」の四つの機能を統合的に位置づけ、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者への対応とともに、自立支援対策を是非、強化していただきたい。 他自治体等の支援センターと、より一層の交流・親睦を深め、さらに魅力あるセンター作りに努めていただきたい。	●			ホームページへの掲載、音声ガイドでの案内、エレベーター内へのポスターの掲示及び公共施設へのチラシ配架により事業及び男女共同参画支援センター「ほっと越谷」の周知を図る。 登録団体との会議・周年記念事業の開催により、連携・協働を強化する。 全国女性会館協議会における情報収集により男女共同参画推進事業の先進事例を導入する。 ＤＶ対策・自立支援事業を充実し、一層の男女共同参画事業の推進を図る。
7	電算運用事業(34)	情報統計課	B	委託可能な業務について外部へ委託すること。住民サービスのさらなる向上に資するため、業務効率の向上を目指し、ネットワークの一元化を図ること。	① 情報システムについて、同時に多くの者が使用可能な環境を形成し、システムの安定運用を図る。② 事業のアウトソーシングの可能性について検討し、また、ネットワークの一元化についても調査を行い事務処理の効率化を図る。	B ⑲	ワンストップ・ノンストップサービスの充実を図るなど、市民サービス向上に向けた姿勢が充分にうかがわれる。今後も継続して、事業費の削減努力をすることは重要である。将来的には、国の共通基盤整備状況を見つつも、他自治体との共同利用やＡＳＰ（アプリケーション・サービス・プロバイダー：組織内に業務ソフトを持たずにインターネットを介してソフトを時間借りして使用するサービス）の導入も視野に入れて、さらなる業務改革を推進に期待する。	●			システムの運用については、委託業者と連携を図りシステム及びネットワークを適切に管理し、安定的な運用を実現する。また、アウトソーシングやワンストップサービスの実現のため、外字などデータの標準化やネットワークの一元化等について調査研究を行う。
8	総合行政情報化推進事業(36)	情報統計課	B	人給・庶務事務導入支援、LGWAN運用、情報化研修、電子申請システム運用など、先行投資ないしは基盤整備的な性質のものであり、即時に成果が現れるものではないため、具体的な成果が示されているとはいえない。	① 平成 18 年度に策定したアクションプランに基づき、市民ニーズに根ざした情報化施策の展開によるサービス向上を図る。 ② 電子申請の普及促進など、電子自治体の整備を目指す。	B ⑲	アクションプランに基づき、順調に事業を推進している。 今後はＩＴ投資評価のフレーム策定をおこない、ＩＴ投資効果の住民への情報提供を一層進めることも重要である。 ４０施策の検討・開発に着手とのことであるが、大規模開発になるものと思われるので、進行管理に意を配り、電子自治体の着実な実現を期待したい。	● ★			アクションプランの見直し時期を迎えることに伴い、平成 21 年度を始期とする新たな 3 年間のアクションプランを策定する。また、電子自治体オンライン利用促進指針を踏まえ、越谷市においても計画を策定し、手続の拡大及び利用の促進を図る。
9	公有財産管理事業(37)	財産管理課	B	未利用地の売却促進や財産(普通財産)管理の徹底が当面の課題となるが、売却が可能となる財産(土地・未利用地)に数的限界がある。	① 貸付賃料の見直し。 ② 公有財産台帳の再編。	B ⑱	未利用の普通財産等の売却を進め、公有財産効率を高めるべきである。また、公有財産の維持管理に関し、今後も引き続き業務効率の向上を図っていく必要がある。	● ★			100 ㎡以下の未利用地については、継続して隣接地権者等への売払いに努める。また、100 ㎡以上の未利用地については公売の実施を計画する。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
10	職員福利厚生事業（職員被服貸与事業を含む）(44)	人事研修課	B	事業主の立場から、職員が心身ともに健康で働くための福利厚生事業は必要であるが、社会情勢等の変化を踏まえ、適時見直しも必要である。平成18年度においては、観劇・スポーツ観戦事業を廃止し、経費を削減した。今後さらに、被服貸与について、市民サービスを維持しつつ、経費節減可能な代替手段を検討する必要がある。	① 被服貸与のうち事務服について、市民サービスの維持向上を図りつつ、経費節減可能な代替手段を検討して、被服貸与制度の見直しを行う。 ② 引き続き事業効果と効率性に配慮しつつ、心身の健康を維持し公務能率の向上を図る観点から、必要最少限の範囲において福利厚生事業を実施していく。	C ⑰	<職員被服貸与事業> クールビズが普及してきている社会的傾向を考慮すれば、制服が規律を維持するという意識は薄れている。制服着用を義務付けている規定を見直し、必要な部署の必要な担当者のみに制服を貸与するよう再検討することを望む。 市民サービスの維持の点については、名札の着用や腕章の利用などの代替手段によるサービスレベルの維持を検討し、経費の大幅削減を望む。	● ★			職員被服貸与事業については、平成 19 年度までに、そのあり方を検討し見直しを行うこととしており、職場を限定した貸与や制服着用に替わる代替手段など、市民の皆様が容易に職員と識別でき、安心して接することのできる方法を基本に、事務服の縮減・廃止等について検討を進めた。その結果、事務服の貸与については、平成 20 年度から全庁的に廃止することとした。
11	職員採用事業(採用試験委託）(46)	人事研修課	A	多様化・高度化する行政課題に対応するため、有為の人材を確保する必要性がこれまで以上に高まっている。人材確保のために、より効果的な手法の充実・向上を図るものとして、専門機関のノウハウを積極的に活用していく必要がある。	① 職員採用事業については、有為の人材確保に向けて、毎年、募集方法や試験方法を見直し、充実を図ってきたところである。委託業務に関しても、採用事業全体の中で、市の独自性と外部機関の専門性のバランスをとりながら、効果的活用を図っていく。 ② 高度化する行政課題に対応するために、求められる人材とその確保の方法について、検討していく。	B ⑲	第１次試験を委託化しコスト低減されていることは評価できる。また、第 2 次試験以降において、市全体の人材ニーズ、長期的な育成計画の視点から見た新規採用への要望を取り入れ、対応されていることも評価できる。 第１次試験業者に対し、市としての要望を伝える場をさらに活用する必要がある。また、総合成績のみでなく、科目別の成績を開示するよう求めていくことを望む。			●	第 1 次試験における作文試験に係る採点の委託業者に対しては、現状において、出題のねらいや採点のポイント等について、綿密な打合せを実施した上で委託しており、引き続き同様の手続きによって事業を遂行していきたい。なお、教養試験における科目別成績の開示については、受験者側のメリットは大きいものと考えられるが、従前の委託業者によれば、当該作業は「現状では実施していない、又は実施した場合においても相当の費用あるいは時間的猶予を要する」との回答があり、費用対効果等様々な角度からの検討が必要であると思われる。
12	職員表彰事業(51)	人事研修課	B	従来行っていた銀盃の贈呈は平成 16 年度から廃止しており、現在は表彰状の授与と記念写真等のみとして最少限の経費で実施している事業であるが、今後さらに職員の士気高揚に資する効果的な制度を検討していくことも必要である。	① 引き続き経費の抑制に努めながら、事業を実施していく。 ② 今後さらに職員の士気高揚に資する効果的な制度を検討していく。	C ⑲	表彰制度の運用が長年継続しており、永年勤続表彰に偏した運用となっているように見受けられる。 表彰制度の本来の意味に立ち返り、ひとりの職員を表彰することにより多くの職員が活性化する、組織活性化のための制度としての運用の再検討を望む。	● ★			集中改革プランに基づいて、平成 22 年度を目途とした人事管理制度全般にわたる検討及び見直しを進めているところであり、特に現在検討中の人事評価制度において、職員の活性化、組織の活性化に有効な制度の構築を図り、現行の表彰制度を見直していく。
13	庁舎管理事業(庁用備品管理事業含む)(56)	総務管理課	B	業務の見直し(行革集中プランに位置付けている電話交換業務)をし、経費節減に努める。	庁舎内の環境を維持するため、経費節減を視野に入れ、効率的な庁舎の保守管理を行う。	C ⑯	市民が利用しやすく、職員が働きやすい環境整備は強く望まれるものの、業務内容は庁舎管理業務・電話交換業務・守衛業務等多岐にわたっており、事業全体の効率性向上を図ることが求められている。特に、守衛業務の一部に含まれる公権力執行業務（申請受理等）を除き、正規職員人件費（１５．７５人・年＝約１．３億円）の削減検討を図り効率性の向上をめざす必要がある。 業務の標準化等に努め、アウトソース活用によるコスト削減とサービスレベルの維持・向上を図っていただきたい。	● ★			人件費等の経費削減を図るため、電話交換業務は平成 21 年度、守衛業務については平成 22 年度からの再任用職員の活用又は委託化も含めて検討する。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
14	庁用車管理事業(57)	総務管理課	B	各課で管理する車両（集中管理対象外）で稼働率が低いものがある。	今年度に実施した集中管理を継続し、さらなる公用車の有効利用を図るため定期的に稼働率の調査を行い、適切な管理と全庁的な車両の経費節減に努める。	C ⑰	各課で管理している庁用車の一部についても管財課で一括管理し、管理対象を拡げることにより共有化による有効活用を進め、庁用車全体の稼働率を向上させる必要がある。庁用車については、リースの採用も視野に入れ、維持費の低減化の検討をお願いする。	● ★			今年度に実施した集中管理による効果、稼働率を検証し、引き続き公用車の効率的な管理体制に努める。
15	印刷管理事業(60)	総務管理課	B	印刷物（文書）は行政の基本であり、浄書印刷は必要不可欠といえる。一方、浄書印刷枚数は、安定してきているものの、さらなるコストダウンを図る必要がある。	平成 20 年度には、複写機 29 台を入れ替える予定であり、この機種の選定に当たっては、最小の経費で最大の効果をもたらすべく、メーカー各社の複写機の性能及び価格を調査し、本市の利用形態の状況に最適な機種を選定し、導入する予定である。さらにこの導入により、受益者負担に対する実費徴収金の見直しを行うと共に、複写機のみならず浄書印刷事務全体のさらなる効率化に努めていくものである。	C ⑱	庁内で効率的に印刷事務を行う内製化の必要性は認められる。今後さらに業務を拡大していく中で、職員の配置について臨時職員や嘱託職員を活用する余地がある。また、業務が年間を通じて平準的かつ計画的に実施できるように、運用制度を再検討する必要がある。	●			印刷物の内製化については、年間の印刷量・製本方法・加工等を精査し、業務が一時期に集中しないよう、平準化を図っている。しかし、議案書や予算書等、納期が短いものや緊急な印刷物への対応、さらに、高度な印刷技術を要求される印刷物が多く、職員による迅速な対応と印刷機器の操作、調整が必要とされている。年々増加する軽易な印刷物については、臨時職員の活用も検討していく。
16	優秀建設工事表彰事業(61)	工事検査課	B	国の総合評価方式で、「優良工事の表彰」は総合評価項目に位置づけがある。今後は地方公共団体でも当該方式の導入が予定されおり、当該事業はその評価項目の一つと位置づけられる可能性があるため、必要な事業である。標準的な工事成績評定（小規模（市町村）工事成績評定要領（案））との整合を図ることが必要。	① 今後予定される地方公共団体における総合評価方式の導入に対応するため、標準的な成績評定（小規模（市町村）工事成績評定要領（案））との整合を図るため、必要な調査・研究を進めていく。 ② 現時点では、まだ不確定事項ではあるが、総合評価方式が導入されることになれば、その評価結果は、業者の経営に影響を与えうることから、工事成績評定について、さらにの評価の客観性・透明性に配慮するための標準的な成績評定の導入、請負業者への通知点数に対する説明請求に対応するための第三者機関の設置も必要になる可能性が高い。	D ⑰	表彰制度による、市発注建設工事の品質向上の有効性が確認できない。品質レベルは発注条件で明示すべきであり、その検査も仕様に基づいて行うべきであると考える。検査基準を明確にし、また検査結果を公開するなど、市場競争原理に基づいて発注工事の品質向上を目指すべきである。	●			① 総合評価方式の導入に対応するため、標準的な成績評定（小規模（市町村）工事成績評定要領（案））との整合を図る。 ② 総合評価方式が導入された場合、その評価結果は業者の経営に少なからず影響を与えうることから、工事成績評定について、更なる評価の客観性・透明性を確保する必要があり、標準的な成績評定の導入、請負業者への点数通知に対する説明責任の対応も必要となるため、審査機関の設置も考慮に入れ、制度を整備し対応する。 ③ これらに対応するため、関連規程の改正を行い、平成 20 年度から実施することとする。 上記の結果、優良な建設工事に対し、適正な表彰を実施することで、経営者並びにそれに携わる技術者の意識の向上につながるものと確信する。
17	税証明事務事業(63)	市民税課	B	窓口対応ピーク時の証明書交付時間短縮。	電子申請及び自動交付機活用の周知に取り組んでいく。	B ⑰	証明書交付の窓口対応ピークを平準化することがコスト削減につながる。証明書交付要求をインターネット等の活用により事前受付し、バッチ処理によりあらかじめ出力した証明書を交付するなどの方法により、ピーク時のリアルタイムサービスの負荷軽減を検討することを要望する。 事務処理方法の確立している定例的な処理は極力機械化し、窓口での対応は市民相談対応にシフトする検討を望む。	●			電子申請活用の周知に引き続き取り組むとともに、平成 19 年 8 月から、自動交付機による、課税・非課税証明書の交付が可能となったことから、証明書自動交付機の活用の周知に取り組んでいく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
18	地理情報システム委託事業(67)	資産税課	B	業務の特殊性はあるものの、業務内容の精査を図りながら、一層の委託経費の合理性を図る必要がある。	① 今後も継続してデータの更新を行うとともに、よりローコストで精度の高いシステムの構築を目指す。 ② 地理に関する同様な情報を必要としている他の部署との情報共有を進め、データの全庁的な共有化を図り、システム全体のコストダウンを図る取組みを行う。	B ⑰	地理に関連する情報は、市政運営の基礎をなす情報であり、さまざまな部署で利用されている。市民課の住居表示事務事業、建設総務課の道路台帳整備事業、都市計画課の地図印刷事業、治水課の浸水対策水路調査事業など、同様の情報を必要としている他の部署との情報共有を積極的に検討することを望む。地理情報の全庁的な共有を図ることにより、全体でのコストダウンを検討いただきたい。	●			関係部署との連携を継続するとともに、道路台帳管理システムや都市計画支援システム、農業地図情報システムとの地番図及び家屋図情報等の共有を一層推進し、地理情報の統合化へ向けての整備を図り、効率的なシステムの運用に取り組む。また、航空写真撮影業務は、撮影時期が他の課と同一のものにつき、業務に支障のない限り 1 度の飛行により撮影する等、コストダウンを図る。
19	土地評価システム委託事業(68)	資産税課	B	公平で適正な土地評価を実施するために、事業の成果を向上させる意識を持続し、更なる事業内容の検証を行う必要がある。	① 平成 21 年度評価替えに向けた継続性の高い業務であるため、委託経費の合理性を追求し今後も事業を実施する。 ② 適正な価格体系を維持しながら、常に土地の価格形成要因を把握し、システムに反映させられるよう事業内容の検証を継続して行い、精度の高いシステム構築を目指す。	B ⑱	競争入札の採用等、対応出来る分野から分離発注しているのは評価できるが、委託費用が例年あまり変わらないというのは、市民の理解が得られにくいと思われるので、一層委託経費の合理性追求を続けていただきたい。委託納品物の検収ルールを研究し、「土地評価システム」自体を評価するとともに、随意契約のマンネリ化を打破し、精度アップに努めていただきたい。	●			評価替えに係る各年度ごとに異なった 3 年周期の業務であるが、既存の地理情報システムとの連携を高め、システム間のデータ共有など有効活用に取り組むとともに、公平で適正な課税を継続するため、土地評価業務の精度向上に努める。また、定期的に業務内容を検証し、業務改善と効率的な運用に取り組む。
20	住基ネットワーク事業(75)	市民課	B	カード普及率が低迷している。また、カードによる諸証明発行の自動交付機が 3 台だけで利用勝手が悪い。	平成 19 年度に本庁に 2 台の自動交付機の設置をすると共にカード普及のＰＲを図っていく。また、市民サービスの向上や窓口混雑の緩和のため更なる自動交付機の設置を検討していく。	B ⑲	住基カードの普及率を上げることが最大の課題であり、普及に向けての取組みを積極的に推進する必要がある。合わせて、自動交付機の効果的な設置を進め、住基カードの利用価値を高める必要がある。 住基ネットの自動交付機以外の活用方法について調査・研究を行い、住民サービス向上につながる公的認証などの機能強化を図っていただきたい。	●			住基カードの普及を図るため、広報誌でのＰＲや証明書の窓口申請者への自動交付機利用案内チラシ配布等により、自動交付機の利用促進を図るとともに自動交付機の増設についても検討していく。 なお、住基カードの普及促進を図る方策として、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間に限り、住基カードの交付手数料を無料とする。 また、電子申請においては現在 36 手続き（関係課含む）が可能だが、市民サービスの向上を図るため住基ネットの活用について、調査･研究を行っていく。
21	戸籍管理事業(戸籍システム整備事業を含む)(76)	市民課	B	戸籍事務は国からの法定受託事務であり、戸籍法及び民法等により細かく事務取扱が定められている。戸籍の事務処理や管理については電算システムでの処理が効果的であるが、携わる職員の知識向上や事務の流れについて検討する課題がある。	各事務のマニュアルの作成や迅速で効率的な事務事務処理の事業改善を検討していく。	B ⑲	住基ネットワーク事業と同様、住基カードを利用して自動交付機による戸籍抄・謄本の発行など、事務効率の向上を図る必要がある。 事務担当者に対する教育研修を今後も継続的に行うことにより、効率的で正確な事務を行うようにしていただきたい。	●			住基ネットワーク事業とともに広報誌でのＰＲや証明書の窓口申請者へ自動交付機利用案内チラシを配布する等により、自動交付機の利用促進を図る。 教育研修については、事務打合せを定期的に行い、研修議題を設け調査・研究し、正確で効率的な事務を行っていく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
22	証明発行事務事業(79)	市民課	B	市民課窓口での発行が集中しており、地区センター及び自動交付機での発行が低迷している。	諸証明発行窓口である地区センター及び自動交付機のＰＲと、こしがや市民カードの普及に取り組む。なお、平成 19 年度に自動交付機 2 台を本庁に設置し、行政サービスの向上と窓口の混雑緩和を図っていく。	B ⑯	住民への利便性向上のために、土日、夜間サービス、地区センター、取次店サービス等を拡充の方向。ただし、長期的には、人件費抑制のため自動交付機等の適切な設置が望まれる。 住民票発行業務（437,702 件/22.75 人）の効率化を図るため一層の IT による合理化を図り、電子自治体化の推進が必要。 現在行っているワークシェアリングを更に推し進めたコスト削減が望まれる。 成果指標においては住民への利便性に関わる指標と証明書 1 通当たりコストの削減に関わるものを設定していただきたい。	●			諸証明申請が市民課に集中していることから、地区の身近な窓口である地区センターや出張所、自動交付機のＰＲにより請求者の分散を図るとともに、コスト削減を念頭に置いた自動交付機の調査･研究を行っていく。
23	北部出張所運営事業(80)	北部出張所	B	高齢のお客様の応対には相当の時間を要すが、それも当該業務の一環と捉えて高齢化社会への対応に努めることが必要である。	当該事業が高齢化社会に対応出来るようフロアマネージャー的職員の確保に努める。コンピュータシステムの処理能力の機能アップを図る。	B ⑱	定型的な受付業務処理の際、繁忙期に支障をきたしているとのことであるが、経済性を考慮した自動交付機の導入、定型業務の民間人の活用、非定型業務の再任用職員等の活用、インターネット受付等による作業繁忙期の山ならし工夫の検討を期待する。今後の傾向として、相談や苦情対応が増加すると思われるので、件数や業務量等の事務実態の把握を行い、南部出張所も含め、これからの出張所体制の在り方の研究に取り組まれる必要があると思われる。	●			出張所の効率的な窓口サービスの向上を図るため、自動交付機の導入について既設置の利用状況や費用対効果の分析を進めながら検討していく。また、業務形態に見合った人材確保については、特に運営面について再任用職員や民間人の活用方法を調査･研究していく。併せて電子申請など窓口申請手続きの簡略化を関係各課と連携し調整していく。 今後は事務実態の把握をはじめ、繁忙期や高齢者に対する窓口業務のあり方について検討を進めていく。
24	集会施設整備事業(82)	地域活動推進課	B	予算の範囲内での事業執行のため、自治会の要望に応えきれない。用地取得の際の用地の広狭、集会施設新築の際の１㎡当たり単価等に要綱上の制約がなく、土地取得面積、新築時の建築仕様等によって、一部に公平性に課題がある。	①　集会施設新築の際の 1 ㎡当たり単価等について、要綱等を見直し、公平化を図る。 ②　自治会の施設整備に補助しているが、今後修繕の要望が多くなることが見込まれることから、集会施設の状況把握に努める。	B ⑲	【①越谷市集会施設整備事業費補助金】 越谷市としての自治会の将来的なあり方を再検討し、その目的にあった拠点づくりのための補助金制度を検討すべき。 今後、集会施設の修繕費の増大が予想されることから、既存施設を有効利用した集会施設の活用促進、複数自治会で共同利用する集会施設運営等、市全体での経済性を追求するとともに、自治会相互間の連携・協力関係が密になるような拠点づくりへ誘導する補助金制度への検討も必要と考える。また、補助金を支出した結果整備した集会施設の利用状況を把握する必要がある。	●			自治会は任意の組織であるが、広報紙の配布、通知の回覧、環境美化・衛生、福祉など、行政が自治会に協力を依頼する分野も多い。また、自治会は地域コミュニティの基礎的組織であり、その活動拠点は無くてはならないものと考えられるので、今後は、集会施設が有効利用されるよう活用促進に努めていく。 なお、平成 20 年度までに、要綱の一部改正を行うことにより一層の公平化を図るとともに、補助金を支出した集会施設の利用状況を把握し、利用促進に努めていく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
25	地区センター業務事業(84)	地域活動推進課	B	地域の拠点施設として、コスト管理を徹底し事業の成果を上げる。	① 市民のニーズに沿った諸証明発行等の行政サービスをより一層の向上させる。 ② 地域の拠点施設として、事業内容を検討し、より一層の事業運営の効率化を図るため業務の見直しを行う。	B ⑲	地区センター事務事業の事業内容は、諸証明書発行等の行政サービスの提供だけではない。「地域コミュニティ活動の拠点づくり」という地区センターの事業目的を再確認し、目標に応じた評価指標を設定し、事業を計画する必要がある。 センターの規模、利用頻度等により、定数の配置を一律ではなく柔軟に設定することも検討される必要がある。また、行政サービスの提供について、本庁との作業分担割合を明確にし、センターごとの目標値を設定し、住民に対する利用促進のための周知活動等を行う必要がある。	●			地区センターだより等を活用することにより、諸証明発行業務等の行政サービスの周知促進を図り、市民ニーズに沿った行政サービスの提供に努める。生涯学習・地域コミュニティ・地域福祉・地域防災の拠点施設として、事業運営のより一層の効率化を図れるよう業務の見直しを行う。
26	越谷しらこばと基金事業(越谷しらこばと基金積立事業含む)(90)	地域活動推進課	C	本来の目的である市民主体のまちづくり活動に活用できるよう、助成基準の見直しを図る。	① 越谷しらこばと基金運営委員会設置要綱と越谷しらこばと基金助成金交付要綱の見直しをする予定。また、より良い市民生活の実現と市の発展に役立つ事業の取り組みをするため、助成事業の助成基準見直しを図る予定。	B ⑱	市民活動団体を支援する当該事業の重要性は認められる。但し、運用開始から 17 年が経過し、また、現在スポーツの分野に助成が著しく偏りがあることから、支援分野の見直しを含め、基金の活用方針を再設定する時期に来ている。また、正規職員の作業範囲を見直し、定数削減の検討を加えるべきである。	●			平成 19 年度から 20 年度に、越谷しらこばと基金運営委員会の意見を伺い、助成基準の見直しを図る。見直し後は、快適で活力ある魅力的なふるさとづくりに資する市民主体の活動等、多くの市民にとって有益な事業に助成することにより、受益の偏りを是正し、妥当性を高めるよう努める。
27	市民活動支援事業(97)	地域活動推進課	C	活動スタイル別（ボランティア団体としてスタートしたばかりの活動団体、ＮＰＯ法人団体など活動レベル別）に支援を行う必要がある。	① 市民活動支援推進のため、市民ニーズの把握を行う。また、職員の協働意識啓発を図るため、協働事業調査や助成金制度調査等を実施する。 ② 活動を支援する場について、活動団体の意向を調査し、検討する。	C ⑲	市民活動団体室「ふりすぺ」の利用促進からさらに一歩すすめ、場の活用を通じて行政と NPO との結びつきの強化を図る活動を進めることが重要である。 行政が NPO に期待する活動を明確にし、活動団体にご理解いただき、協働を推進する必要がある。また、協働を推進するためには、活動団体との調整を円滑に進めることができる企画調整能力を持った行政側の人材育成も必要である。	●			市民活動団体室の活用団体とは、年 2 回の利用団体会議のほか、平成 18 年度に利用団体の多くで「市民活動つなげる会・越谷」が組織され、行政と協働でイベントを開催するなど、ＮＰＯ等と行政の結びつきの強化を図っている。平成 20 年度はイベントを拡大し、ＮＰＯ団体等のＰＲ、団体間の協力や連携を図りながら、さらに行政との結びつきの強化に努める。 また、これまで利用団体と職員でまちづくりシンポジウムを行うなど、ＮＰＯ等との相互理解に努めているが、今後も職員のＮＰＯ等への理解を深め、団体との協働を推進するため、職員の研修会を開催し、人材の育成に努める。
28	防犯対策事業(100)	危機管理課	B	街頭犯罪件数は減少傾向にあるものの、当市における犯罪率は県内他市町村との比較では依然高い。また、子どもを取り巻く不審者情報が 1 年に約 100 件発生している。	街頭犯罪件数をさらに減少させるには、街頭犯罪件数のうち約半数を自転車盗が占めている現状から、二重ロックの推奨などイベント等において積極的に啓発する。また、青色回転灯を装備したパトロール車による巡回数を増やす。さらに、各地区の自主防犯活動団体の結成について奨励していく。	B ⑲	各地区の自主防犯団体の活動を、自治会を通じて把握し、その活動状況を共有し、近隣自治会どうし連携し協力した組織的な活動を推進することが求められる。 自治会連合会との連絡・連携も強化し、市と地域とが一体となった防犯対策を進めることによって事業の効果をあげることを検討する必要がある。			●	平成 19 年度に自主防犯活動団体の実態調査を実施し、活動状況等の把握をして活動状況に応じた近隣自治会などと自主防犯活動団体の連携を推進していく。 また、越谷市安全で安心な防犯のまちづくり条例の制定を行い、市民や自治会等の役割を定め、市民や関係機関が連携した防犯対策を進める。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
29	防災施設整備事業(104)	危機管理課	B	避難場所誘導板・案内板については、避難場所の周知が目的のため、設置だけでなく別の方法で周知を図る必要がある。また、避難場所照明灯については、避難場所が停電時に暗闇状態になることによる不安解消等のため設置しているが、照度が低い。	平成 18 年度に市全体の防災マップを作成し全戸配布を行ったが、より詳細な情報を掲載した地域レベルの防災マップを作成するよう推奨し、作成にあたっては情報提供などの支援を行い避難場所の周知を図る。また、避難場所照明灯については、停電時に対応できるソーラー方式を採用しているが、今後検討を行い、より照度の明るいものを設置する。	B ⑲	案内板等の施設の設置等のハード的対応と、防災マップの配布等のソフト的対応の両面から事業を進めていることは評価できる。 防災を地域の問題として理解いただき、地域自治会との協力体制を作る努力が必要である。 また、案内板等の設置は都市整備等他の事業計画と連携し計画的に行う必要がある。			●	地域の防災訓練及び防災講演会等において地域レベルの防災マップの必要性を説明し、地域での作成を推進する。また、防災施設の整備にあたっては、他部局と連携し実施していく。
30	交通災害共済会計繰出金事業(106)	くらし安心課	C	一般加入者が年々減少傾向にあるが、交通災害共済保険料負担事業による 65 歳以上高齢者・生活保護者・新入学児童が市負担による加入となっており、 特に高齢者の増加が年々著しく、この市負担金が共済運営を支える結果となっている。大きな見直しによる健全運営が求められている。	全体的な検討の中で繰出金の生じない見直しを進めていく。			●			過去の実績や現状の動向を把握し、見舞金支給額の正確な予測に努める。
31	放置自転車保管管理事業(107)	くらし安心課	B	放置自転車等の撤去に関わっており、多くなればスペース的にも拡充していく必要があるが、現状としては十分なスペースが確保されている。ここは、放置自転車等の所有者が来場するところであり、トラブルが発生しやすく、市の意思を十分理解する委託職員を置いていく必要があり、現場との意思疎通を図っていくことが課題である。	自転車等の返還業務に関わる応対について指導を徹底し、円滑な運営を図っていく。	C ⑯	誘導整理委託事業と合わせて、手数料負担の原則で見直し、市の費用負担を減額する方向で検討していただきたい。	●			現状の手数料負担が適正であるか、他市の状況も踏まえ検討する。
32	消費生活相談事業(108)	くらし安心課	B	相談内容が、より専門化・複雑化しており、相談体制の拡充とともに、専門機関との連携を図る必要がある。	平成 20 年度には、毎日、2 名体制で相談を受けられるよう検討している。	B ⑯	越谷市の特性を持った事業であり、今後とも拡充していただきたい。ただし、成果指標については相談結果に基づく不当請求回収率も含めていただきたい。	●			平成 20 年度から、毎日 2 人体制で相談を受けられるよう検討している。 成果指標については、斡旋解決による救済額の合計を指標式としている。
33	共済見舞金（加入促進費含む）(109)	くらし安心課	D	市負担額が突出しており、共済としての健全運営が困難な状況にあり、廃止も含めた見直しが急務である。	平成 19 年度中に今後の推移を捉えた中で、見直しを前提に健全運営の方策を検討する。	D ⑯	県の共済や民間の保険事業等もあり、一般財源からの繰入を行ってまで市が実施する必要性が薄い。将来的に廃止の方向で検討していただきたい。高齢者、新入学児童等の保険料を市で負担しているが、福祉全般の観点で見直しをお願いしたい。	● ★			検討委員会を組織し、廃止も含めた見直しを進めている。平成 19 年度中に方向性を決定し、平成 20 年度にその準備を行い、平成 21 年度に実行する予定である。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
34	消費者保護委員会事業(110)	くらし安心課	B	当該委員会の所掌事務・組織について規定している条例を見直す必要がある。	「越谷市民の消費生活を守る条例」の見直し、改正を進める。	C ⑲	「越谷市民の消費生活を守る条例」の意味は大きい。必要な条例であるので、現在求められている状況に対応した改正に向け、スケジュールを明確に設定し、消費者保護委員会で検討いただく内容を示し、委員会を有効に機能させ活用する必要がある。	●			消費者保護委員会は、条例の見直しのほかにも、苦情処理の斡旋・調停を行うことができるなど、重要な責務を担っている。平成 19 年度中に消費者保護委員会内の条例検討部会において、条例改正の必要性、見直し時期等について検討し、全体会の中で調整していく。
35	交通安全推進事業(111)	くらし安心課	B	交通安全推進事業は、市民の交通安全意識を高揚させていくことを目的に他の交通安全関係団体との連携・協力により実施しており、効率的かつ効果的な事業執行に留意し、取り組んでいくことが課題である。	特に、交通安全は警察署との連携が重要であり、連絡を蜜にし、効率的・効果的な事業実施とするよう積極的に取り組んでいく。	B ⑲	【②越谷市交通安全母の会補助金】 事務事業評価の成果指標を見直す必要がある。交通安全活動団体に対し、市から事故情報などの情報提供をするとともに、交通事故の減少割合など、事業の成果を表す指標を設定するとともに、的確な目標値を設定したうえで、交通安全関連団体を指導する必要がある。また、交通安全教育については、学校の協力が不可欠であり、教育委員会との連携を図ることを望む。	●			越谷警察署や教育委員会との連携・協力を強化し、情報提供・交通安全教育等の交通事故防止活動に努める。
36	市民相談事業(114)	くらし安心課	B	相談内容が、より複雑化・多様化する中で、さらに相談体制の拡充を図る必要がある。	相談体制を充実させていくとともに、必要と思われる関係機関を適切に紹介するなどの体制も整える。	B ⑯	越谷市の特性を持った事業であり、今後とも拡充していただきたい。ただし、活動結果指標・成果指標については相談件数のみでなく、事業成果をより適切に表す指標を設定していただきたい。	●			平成 20 年度から、法律相談日を増やし、より相談体制の充実を図れるよう検討している。
37	消費者啓発事業(115)	くらし安心課	B	啓発手段等を見直し、コスト削減や成果向上を図る。	市民講師育成講座を開催し、講師として地域における啓発活動に活用していく。	C ⑰	昨今の悪質犯罪から消費者を保護することが非常に重要であり、消費生活センターを中心とした、組織的対応が強く求められている。消費者啓発事業は、この観点から、重要な事業であるが事業費単位当りコスト等を勘案し、啓発事業の民間活用を含めた運営改善が必要である。	●			平成 19 年度中に、日頃から高齢者に関わっている民生委員や福祉関係者を対象として「市民講師育成講座」を開催し、地域の啓発活動に役立ててもらう。 平成 20 年度以降も、講座等を開催しながら、民間活用を図っていきたい。
38	計量器検査事業(116)	くらし安心課	B	業務委託の拡充に取り組む必要がある。	(財)埼玉県計量協会の受託能力に限界はあるものの、できる限り委託する方向で検討していく。	C ⑰	計量法等、法的根拠に基づき、計量に関する検査、計量思想の普及啓発事業は、特例市業務として必要である。 ただし、業務遂行上の効率性に関する検討が必須であり、計量協会あるいは民間への運用委託を推し進め、人件費及び事業費の軽減を図るべきである。	●			計量法による業務については、法的行政処分を伴う業務が多く、全てを委託することは困難であるが、はかりの検査業務については、平成 20 年度以降も、さらに、（財）埼玉県計量協会に委託していく。
39	交通災害共済保険料負担事業(117)	くらし安心課	C	市負担額の大きい共済となっており、特に 65 歳以上の高齢者が多く、年々増加傾向にあり、一般加入者は減少傾向にあることから健全運営が課題である。	加入金額・市負担とする高齢者等の年齢基準等の大幅な見直しを図る。	C ⑱	事業開始年度である昭和 50 年から、社会状況は大きく変化してきている。交通事故被災者やその遺族を救済する共済制度は有益であるが、今後の高齢者人口の増加も勘案し、共済加入金の市負担対象者や負担金額の抜本的見直しを迫られている。	● ★			検討委員会を組織し、廃止も含めた見直しを進めている。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
40	交通安全指導事業(118)	くらし安心課	B	交通指導員の交通安全指導のレベルアップを図っていくことが課題である。	学校関係者から交通指導員を増員し立哨場所を増やして欲しいとの要望がある。平成 19 年度は城ノ上小学校の開校に伴い、1 校 2 名の原則により、2 名の増員を行ったが、1 校 2 名の原則は今後も堅持し、警察署等との連携による交通指導員研修を実施し、交通安全教育指導のレベルアップを図る。	B ⑲	【③交通指導員連絡協議会負担金】 交通安全指導へのニーズは高い。交通安全のみならず、地域の防犯、防災活動と連携した地域活動として考える必要がある。 交通指導員連絡協議会に対しては、交通指導員を有効に活用するための交通事故に関連する情報などについて、市から積極的な情報提供が必要である。また、学校関係者とは、事故を抑止するための目標値を設定・共有し、先生や保護者と連携した事業活動をするなどの協力体制の構築を望む。	●			定期的に会議を開催しており、交通事故関係等の資料提供を積極的に進める。また、教育委員会との連携を強化し、学校との協力による交通事故防止活動の推進に努める。
41	社会福祉協議会助成事業(124)	社会福祉課	B	助成金の有効性について、客観的な指標で示すことが難しい。助成金の効率的な運用や効果的な事業の実施について明確にしていく必要がある。	社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条で定められ、各市町村に１ヵ所組織される地域福祉の推進を目的とする団体である。ボランティア活動や生活支援等、地域福祉推進の担い手であり、公共性・公益性の高い非営利団体であることから、引き続きその活動を展開するための運営費や人件費を支援していく必要があるが、助成事業の適切な評価を行い、今後更に効率的な運営が図れるよう取り組んでいく。	C ⑰	この助成金は、社会福祉協議会の管理運営の補助であり、助成金の効果が不明である。このような助成金を縮小するとともに、事業運営の委託や補助へ転換し、効果を評価できるものにすべきである。社会福祉協議会の経営についても、事業の見直し（民間との役割分担）、人件費のあり方(給与体系の見直し)、自主収入の拡大を図る必要がある。	●			運営費的補助から事業補助に改めるなど助成方法を検討する。併せて、適正な評価が行えるよう、助成金交付要綱の新たな制定を進める。 なお、平成 20 年度は 5 年おきに開催される社会福祉大会の開催年であり、大会事業費として助成金が増額される。
42	更生保護事業(125)	社会福祉課	B	犯罪や非行の予防・啓発を目的としているが、具体的な指標を用いて評価することが難しい。更生保護についての理解を深めることが、目的の達成には必要である。	社会を明るくする運動では各種団体により実施委員会を組織しているが、更に連携を図り、各団体・学校等と協力して罪を犯した人の更生や青少年の非行防止活動に努める。	B ⑲	各補助金とも、適切な業績評価指標を設定し、成果と公益性を検証する必要がある。 【④更生保護女性会助成金】 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。 【⑤越谷地区保護司会越谷支部助成金】 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。 【⑥越谷地区保護司会助成金】 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。	●			平成 18 年 6 月の「更生保護のあり方を考える有識者会議」において、更生保護制度改革の提言がなされ、保護司会でも、再犯防止に様々なプログラムが実施される。また、「社会を明るくする運動」の実施など、地域の防犯活動をより充実させるとともに、中学校との連携により青少年の犯罪防止や立ち直りも進めている。このような事業の展開に対し、積極的に支援をするとともに、その評価を適正に行い、定期的な事業の見直しを図る。 なお、助成金算出で人口割り分が増額となる。
43	建設国保組合等助成金(-)	社会福祉課		埼玉県市長会での決定に基づき実施されている助成事業であり、組合員の保険事業の推進に寄与しているが、加入者の高齢化等により医療費の抑制効果が現れにくい。	助成事業の適切な評価を行い、今後の市長会の動向を踏まえ、助成方法を検討する。	B ⑲	補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。 【⑦埼玉土建国保組合助成金】 土建国保組合助成は、市の独自分（２５０円/１人）の根拠が乏しく、見直しが必要。事業の公益性の検証をすべきである。 【⑧埼玉建設国保組合助成金】 建設国保組合助成は、市の独自分（２５０円/１人）の根拠が乏しく、見直しが必要。事業の公益性の検証をすべきである。	●			助成方法を市長会経由とするなど、助成方法を検討し、市独自分（250 円/1 人）について減額していく。また、助成事業の適切な評価を行う。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
44	障害者手当給付事業(144)	障害福祉課	B	多くの受給者に周知された制度であり、制度自体の改変等は難しいが、事務処理等の細部において、効率化や迅速化を図る余地はある。	通常の事務と特殊な事務の明確な分化。定期的に行われる事務処理のマニュアル化。特殊案件に迅速に対応するための、特殊案件とその対応方法のデータ作成。	B ⑲	例えば、運用の事例を分析し、定例業務と特殊案件を区別してマニュアル化するなどの、事務の迅速化、効率化を進めていただきたい。 障害者福祉は広域事業であるので、市（独自）の事業については、近隣市とのバランスを考慮してサービスの維持に努めていただきたい。	● ★			障害者手当については、所得制限を導入したことにより、年一回審査を行う事務が発生し、事業費は縮小できたが事務負担が増大している。効率化のための事務処理マニュアルの作成を行い、また電算システムの有効活用を図る。
45	障害者ガイドヘルパー派遣委託事業(155)	障害福祉課	B	介護者の確保、派遣範囲の明確化。	① 派遣範囲の整理・明確化。 ② 派遣範囲についての再検討。	B ⑲	障害者ガイドヘルパーの派遣範囲の拡大ニーズに対しては、代替手段の利用を検討し、公益性の高いものに限定することを維持すべきである。 ヘルパー確保の工夫が望まれる。 また、外出支援事業をさまざまに組み合わせることで、利用者の利便性を高めていくことに取り組んでいただきたい。	●			障害者自立支援法による移動支援事業を補完するサービスとして位置付け、引き続き社会生活上必要不可欠な外出等に利用を制限する。また、委託先である社会福祉協議会と連携を図り、養成のための事業に取り組むなど、ガイドヘルパーの確保を図る。
46	移動入浴サービス事業(156)	障害福祉課	B	当該事業に対する利用者のニーズは恒常的に高い。ただし、委託先業者の選定について、より公平性を目指す余地がある。また、受益者負担について、利用者意見等を勘案しつつ見直す必要がある。	① 近隣他市実施状況の調査を行い、より公平適正な委託先を検討する。また、利用者負担軽減等市民ニーズを反映した事業として事業内容を拡充すべきか検討する。 ② 障害者の自宅入浴の代替的手段が当該事業の目的とするところであり、市民に対して事業の周知徹底を図り、重度の障害者に対してはより高度な技術を提供できる委託業者の選定を目標とする。	B ⑲	利用者が委託先を選択できる制度の導入の検討を求める。 委託先を拡大するとともに、公平性の確保が望まれる。 また、利用者負担の軽減につながるならば、料金表の見直しをすることも必要であろう。	●			委託先については、現在登録されていて利用者の状況を把握している業者（3 社）を含め、登録業者数の拡張に努めることとする。また、引き続き委託単価の設定や利用者負担の見直しについて検討する。
47	老人福祉センター運営事業(169)	高齢介護課	B	高齢化率が年々上昇し、利用者も増加するのみであり、将来的には、受益者負担の検討が必要になると思われる。	① 平成 20 年度においては、現状維持。 ② （仮称）第 4 老人福祉センター建設が実現できた時点(予定では平成 22 年着工）で検討する。	B ⑲	施設の利用状況（利用率、実利用時間等）を把握し有効活用を図ることが望まれる。 利用対象者を高齢者に限定するのではなく、施設の複合的な活用や開放を検討してはどうか。 また、業者選定にあたっては、指定管理者制度の趣旨を活かして、公募することが必要である。 社会福祉協議会における、さらなる経営改革（効率化）が望まれる。	●			施設は、老人福祉法の規定に基づき設置したもので、原則として 60 歳以上の高齢者を対象としているため、通年の開放はできないが、世代間の交流事業は継続して実施していく。また、業者選定にあたっては、指定管理者制度の趣旨を活かし、平成 21 年度から公募する予定である。さらに、現在の指定管理者である社会福祉協議会には、施設の有効活用を図るとともに、更なる効率化を進めるよう指導していく。
48	老人日常生活用具給付事業(171)	高齢介護課	B	高齢者の増加が見込まれる中、加齢に伴う認知病状のある方の在宅生活を支援するための事業の周知が必要である。	① 利用の手引きや地域包括支援センターによる PR を引き続き進める。	D ⑲	ひとり暮らし高齢者等に火災報知器、自動消火器、電磁調理器の設置を補助する事業である。昭和６３年からの事業であり、介護保険の制度化により、一定の目的は達せられたものと思われる。申請件数も、平成 18 年は 2 件と少ない。事業費 2 万円に対し、事業遂行のための人件費が 90 万円となっており、投入した作業工数に見合う事業となっていない。低所得者向けの適用は必要性の検討を要するものの、当制度の廃止、または代替手段（消防法及び住宅政策での対応）への切り替えも含めた検討が必要。	●			老人福祉法に基づき日常生活を営むことに支障がある方の、便宜を図るための給付事業であり、介護保険制度の給付品目との重複はない。改善の方法として、対人件費のコストパフォーマンスを高めるため、10 カ所の地域包括支援センターでのケア会議を活用し、給付の適否の判断をし、人件費コストの抑制を図る。 また、対象者についても、真に経済的に困窮する低所得者で、ねたきり及びひとり暮らしの高齢者に限定した制度に見直しを行う。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
49	保険事務管理費（介護保険）（175）	高齢介護課	B	介護相談員受入事業所が増加してきたが、訪問回数も増やしていく必要がある。	介護相談員の派遣は、利用者と事業者の橋渡しを担うものとして実施しているものであり、事業者側の本事業に関する理解が浸透してきている。本事業内容をより一層理解いただけるよう説明を積極的に実施していく必要があるとともに、訪問回数を増やしていく取り組みを図る。	C ⑰	介護保険導入から 5 年経過し、市内の要介護保険者数は 2,600 人から 4,200 人へ増加している。介護保険の主旨普及は一定の成果をあげており、介護保険フェスタのあり方を見直す必要がある。また、介護相談員による事業所派遣は、年 8 カ所程度の施設中心であるが、受入拒否事業所もあり、通所施設は未実施である。今後の方向としては、当該事業の見直しを行い、事業者のサービス評価（第三者評価）の活用や情報公開制度の推進などにより、より効果的な方法を検討する必要がある。	●			介護保険フェスタは、介護保険事業者連絡協議会が主催している。フェスタは単なるイベントではなく事業者の研修会的な性格を有し、介護保険の現状や制度改正に伴う事業者等への影響等をテーマに国の担当者等による講演会などを実施している。今後も、協議会に対し、側面的な支援を行っていく考えである。 介護相談員派遣事業は国の指針に沿って実施しているが、介護保険施設等の利用者の不利益を未然に防止するとともに施設の適切な運営が図られることを期待し、今後も継続していく考えである。なお、第三者評価や情報公開制度については法令上定められており現に行っているが、第三者評価については外部評価に代えて行っている事業所もある。
50	家族介護支援事業(180)	高齢介護課	A	高齢化の進展に伴い、在宅高齢者等の支援が一層必要となる。	①平成２０年度については、現状維持。 ②契約条件を見直し、経費の抑制を検討する。	C ⑲	① 緊急通報システムは、ひとり暮らし高齢者に通報用のペンダントを貸与する事業であるが、廃止を含めて検討する。昭和６１年からの事業であり、平成 18 年は新規４件、機器確保契約台数２００台のうち全設置台数９８台にとどまっており、一定の事業目的を達成している。一方で、維持コストは年間５３０万円（５４，０００円/１台）である。代替手段（携帯電話、警備会社等）を検討する余地がある。また、契約業者への条件変更要請及び新しくコストパフォーマンスの良いシステム提案を行わせる等、大幅な見直しが必要である。 ② 在宅介護者福祉手当は、寝たきり老人を介護する家族への現金給付であり、平成１８年は３６１名を対象としている。福祉的な施策ではあるが、介護保険が導入され、政策がサービス給付へシフトしている中で、このような手当のあり方を見直す必要がある。	●			緊急通報システムは、慢性疾患等により日常、常時注意を要する単身高齢者等の救命救急を図ることを目的としていることから事業の実施を継続する中で、 ①平成 20 年度の機器保守管理契約において、契約条件の見直しを図り、競争性の視点を検討し、総事業費の抑制を図りたい。 ②機器の賃貸借契約満了後の平成 21 年度以降については、他市の状況と比較しコストパフォーマンスを念頭に契約形態を検討し、事業を継続する予定である。
51	順正苑施設管理事業(188)	高齢介護課	B	入所者が快適に生活するためには、現基準にあった施設整備が必要である。	① 平成 19 年度に該当する社会福祉法人への説明を行い、本事業に応募した社会福祉法人から越谷市が選考した社会福祉法人に対し県から事業認可される予定。 ② 平成 21 年度までに、介護保険施設との連携が可能な社会福祉法人による養護老人ホームの整備・運営を促進することに伴い、市立養護老人ホームを廃止する。			● ★			平成 21 年度までに、介護保険施設との連携が可能な社会福祉法人による養護老人ホームの整備・運営を促進することに伴い、市立養護老人ホームを廃止する。その間、入所者が安全で快適に生活できるよう、施設の適正な維持管理を行う必要がある。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
52	順正苑施設改修事業(189)	高齢介護課	B	施設を継続的に使用していく上で不可欠の事業であるが、今後の施設の意義を踏まえ、建て替え等の検討が必要。	① 平成 19 年度に該当する社会福祉法人への説明を行い、本事業に応募した社会福祉法人から越谷市が選考した社会福祉法人に対し県から事業認可される予定。 ② 平成 21 年度までに、介護保険施設との連携が可能な社会福祉法人による養護老人ホームの整備・運営を促進することに伴い、市立養護老人ホームを廃止する。			● ★			平成 21 年度までに、介護保険施設との連携が可能な社会福祉法人による養護老人ホームの整備・運営を促進することに伴い、市立養護老人ホームを廃止する。その間、入所者が安全で快適に生活できるよう、施設の適正な維持管理を行う必要がある。
53	順正苑運営事業(190)	高齢介護課	B	施設の建て替え等において、施設の設置・運営方法等を含めて方策を検討する必要がある。	① 平成 19 年度に該当する社会福祉法人への説明を行い、本事業に応募した社会福祉法人から越谷市が選考した社会福祉法人に対し県から事業認可される予定。② 平成 21 年度までに、介護保険施設との連携が可能な社会福祉法人による養護老人ホームの整備・運営を促進することに伴い、市立養護老人ホームを廃止する。	B ⑯	「施設の更新時（建替え等）においては、施設の設置・運営方法等も含めて方策を検討する必要がある。」とあるが、いつかが決まっていない現状では、調理の委託など経費削減化できるところは早期に計画的に進めていただきたい。	● ★			平成 21 年度までに、介護保険施設との連携が可能な社会福祉法人による養護老人ホームの整備・運営を促進することに伴い、市立養護老人ホームを廃止する。その間、入所者が安全で快適に生活できるよう、施設運営を行う必要がある。
54	日用品等支給事業(191)	高齢介護課	B	なし				● ★			平成 21 年度までに、介護保険施設との連携が可能な社会福祉法人による養護老人ホームの整備・運営を促進することに伴い、市立養護老人ホームを廃止する。その間、入所者が安全で快適に生活できるよう、施設運営を行う必要がある。
55	おがの山荘施設管理事業(194)	国民健康保険課	B	効率的な利用促進、収支バランスの改善、山荘の設備の劣化に伴う計画的な整備、当該施設が位置する県営「みどりの村」の管理運営に関する県の関与の縮減など。	指定管理者制度による委託期間の満了に伴い、県営みどりの村の動向等を注視してから、山荘の施設管理の方向性を検討する。				● ★		平成 20 年 4 月以降廃止。
56	国民健康保険会計繰出金（法定外）事業(195)	国民健康保険課	B	評価・チェックにかかわらず、国の制度である国民健康保険制度存続には一般会計からの繰入金（法定外）は不可欠であるが、本制度は全市民を対象としたものではないため、その額が多額にならないよう、加入者の負担額を調整していくことが肝要である。	平成 20 年度から開始される後期高齢者医療制度の影響を受けることになるため、国保会計の収支見込について精査し、保険税額の調整をしていく。	B ⑱	国保特会の赤字補填の為、一般会計からの操出を当然と受け止めるのではなく、真剣な操出金減少に取り組んでいただきたい。収納率は 90%前後と評価できるが、医療費の減少に向け、関係部課が連携を取り、市が一丸となって緊急プロジェクトを設置するなどして、取り組んで頂きたい。	●			後期高齢者医療制度の創設により、平成 20 年度からは医療制度の考え方が大幅に変更される。それにより従来の財政運営とは異なると思われる。平成 20 年度は大幅な税率改定を行い対応していく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
57	疾病予防費（国保会計）(196)	国民健康保険課	B	平成20年度から各市町村に義務付けられる特定健診・保健指導の実施に伴う事業計画策定を平成 19 年度に行う必要があるため平成 19 年度当初予算は増額された。	平成 20 年度から各市町村に義務付けられる特定健診・保健指導については市民健康課等関係方面との連携を図り、市として事業に取り組んでいく。	C ⑲	当事業は、国保の被保険者が、胃がん検診、人間ドック、保養所利用の３つの場合に助成するものである。胃がん検診の助成は、市民の利用者負担分を国保会計から助成する制度であるが、他のがん検診では助成していないこと、本来は自己負担で行うべきものである。人間ドックの助成は、市の基本健康診査とは別に個人で受診した場合の助成であり、特定の利用者だけに支給することの公平性に欠ける面がある。 保養所利用の助成は、国保の目的である医療給付とは直接関係がない。いずれも、国保の赤字補てんに一般財源が 880 百万円も投入されていることを念頭におき、他の保険制度（政府管掌保険、他市国保等）との比較検討もしながら、廃止を含めて助成金額の見直しが必要である。	●			平成 20 年度から胃がん検診・人間ドックへの助成については廃止とするが、特定健診・特定保健指導が実施されるため、今まで以上の経費が必要になる。
58	保険給付事業(国保会計)(197)	国民健康保険課	A	評価・チェックにかかわらず、国民健康保険制度の主たる業務であるため、現状維持以外にない。	医療費抑制に関する取り組みが様々展開される中、医療費適正化に努めていく。	B ⑲	医療費の適正化（レセプト二重チェック）にさらに努めることを望む。 頻回受診などによる医療費のムダ使いを減らすための対策を進める必要がある。 国保連合会の事務の合理化を促進する必要がある。	●			平成 18 年度に診療報酬の改定が行われ、一時的に医療費が抑制されたが、今後とも医療費の伸びが予想される。レセプトの磁気媒体化により縦覧点検が容易になったため、今まで以上にレセプト点検を充実させていく。
59	電算処理事務事業(老人保健)(199)	国民健康保険課	B	共同電算処理される高額医療費・療養費・柔道整復の医療費支給支払事務について、迅速化が図られている。なお、出力される様式等は、共同電算処理のため市独自の変更ができない。	共同電算処理は、県下一斉処理のため、問題点については、全体の検討会の場に提起していく。 H20 年度で、現行の老人保健法の取扱がなくなり、新たに後期高齢者医療制度が発足する。	B ⑱	老人保健法の改正に伴い、国保連合会が行う老人保健共同電算システムを利用しているが、約２万人の老人保健事務のほとんどをカバーしているので継続も止むを得ないと思われる。しかし、委託団体と連携をとって適切な委託経費を検討すること、提供される出力資料だけでなく、個々のデータを元に分析資料を作成する体制づくりも考慮していただきたい。	●			平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度がスタートし、老人保健法に基づく医療は、平成 20 年 3 月診療分までとなるが、月遅れ請求等の処理のため、2 年間の整理期間後、廃止となる。
60	レセプト点検等事業(老人保健)(200)	国民健康保険課	B	臨時職員によるレセプト点検において、一定の成果がある。民間委託ではコストが高い。	レセプト点検に係る研修等に参加し、雇用している臨時職員の質を図っていく。 H20 年度で、現行の老人保健法の取扱がなくなり、新たに後期高齢者医療制度が発足する。			●			平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度がスタートし、老人保健法に基づく医療は、平成 20 年 3 月診療分までのため、レセプト点検については、平成 20 年度で終了する予定である。
61	医療費通知事務事業(老人保健)(201)	国民健康保険課	B	各保険者への医療費支給額決定通知は、老人保健法に基づく通知である。個人への医療費通知は、医療費適正化の一環として通知している。	個人への医療費通知は、共同電算からの出力のため、問題点については全体の検討会の場で提起していく。 H20 年度で、現行の老人保健法の取扱がなくなり、新たに後期高齢者医療制度が発足する。			●			平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度がスタートし、老人保健法に基づく医療は、平成 20 年 3 月診療分までであるが、月遅れ請求等処理のため、2 年間の整理期間があり、各保険者への通知は、期間終了まで実施する。なお、個人宛医療費通知は、平成 20 年度に 2 回発送し、終了となる。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
62	審査委託事業（老人保健）(202)	国民健康保険課	B	平成 14 年 10 月老人保健法の改正により、対象者は減少しているが、レセプト件数は減っていない。	国の制度として実施されている。 H20 年度で、現行の老人保健法の取扱がなくなり、新たに後期高齢者医療制度が発足する。			●			平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度がスタートし、老人保健法に基づく医療は、平成 20 年 3 月診療分までとなるが、月遅れ請求等処理のため、2 年間の整理期間後、廃止となる。
63	医療費支給事業（老人保健）(203)	国民健康保険課	B	平成 14 年 10 月老人保健法の一部改正により、高額医療費の支給が始まり年々増加している。受給者は減っているが医療費支給費は増加している。今後とも適正な医療費の把握と事務処理が必要である。	国の制度として実施されている。 H20 年度で、現行の老人保健法の取扱がなくなり、新たに後期高齢者医療制度が発足する。			●			平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度がスタートし、老人保健法に基づく医療は、平成 20 年 3 月診療分までとなるため、2 年間の整理期間後、廃止となる。
64	老人保健会計繰出金事業(204)	国民健康保険課	B	繰出金は、老人保健法に基づく負担割合等である。平成 14 年 10 月老人保健法の一部改正により、医療費の公費負担は 3 割から 5 割に増加している。市負担は、20 分の 1 から 12 分の 1 に増加している。	平成 20 年度から新たに後期高齢者医療制度が発足する。事業事務の形態が変わるが、医療費の市負担割合は変わらない。	B ⑲	医療費の適正化（レセプト二重チェック）にさらに努めることを望む。	●			平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度がスタートし、老人保健法に基づく医療は、平成 20 年 3 月診療分までで廃止となる。月遅れ請求分等、今後 2 年間の整理期間があるため、レセプト点検に努力していく。
65	医療給付事業（老人保健）(205)	国民健康保険課	B	平成 14 年 10 月老人保健法の一部改正により、受給者は減っているが医療費は減少していない。今後とも適正な医療費の把握と事務処理が必要である。	国の制度として実施されている。 H20 年度で、現行の老人保健法の取扱がなくなり、新たに後期高齢者医療制度が発足する。			●			平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度がスタートし、老人保健法に基づく医療は、平成 20 年 3 月診療分までとなるため、2 年間の整理期間後、廃止となる。
66	おがの山荘運営事業(206)	国民健康保険課	B	平成18年度から指定管理者制度を導入し、利用者の評価も上がっている。今後さらにサービスの向上に努める。	指定管理者制度による委託期間満了に伴い、県営「みどりの村」の動向も踏まえ、施設運営の方向性を検討する。				● ★		平成 20 年 4 月以降廃止。
67	救急医療対策事業(219)	市民健康課	B	現状では、埼玉県地域医療保健計画の中で病院数が定められており、新たな病院の設置は困難であることから、現状の医療機関の中で実施していかなければならない。	①② 埼玉県東部第三地区第二次救急医療対策協議会をとおし救急医療を確保していく。	D ⑰	<在宅当番医制事業> 地域住民の初期救急医療の確立は、市民が健康で安心して暮らせるまちづくりには必須である。ただし、休日等の初期救急医療体制は、すでに医師会により整いつつある。平成 17 年度在宅当番医制から日曜日診療が除外されており、今後さらに祝日においても在宅当番医制の意義について抜本的見直しを図り、医療機関自身による初期救急医療体制の確立を推進する必要がある。			●	評価結果を踏まえた対応等として、在宅当番医・在宅歯科当番医制事業については、祝日及び年末年始における初期医療体制の整備が図られるまで継続する。 改革改善策は、医師会等関係機関と連携し、祝日及び年末年始における診療実施医療機関の現状把握に努める。
68	児童援護事業(223)	児童福祉課	B	世帯や保護者の所得税額の上限及び手術等に要した経費の査定基準。	出産に関しては出産後の生活面などの指導にも取り組んでいく必要がある。心臓手術に関して制度ができた頃は保険適用ができないものがあったが、現在はほとんどものが保険適用になり、中長期的には制度自体の見直しが必要である。	B ⑲	入院助産制度については、当制度の適用について十分検討していただきたい。単に助産支援をするだけでなく、生活自立のための指導・支援が必要と思われる。 心臓手術に関する制度については、保険適用等の状況を継続的に見て、制度の見直し・廃止の検討をしていただきたい。	●			入院助産制度については、生活面での指導・支援を図っていく。 心臓の手術に関する制度については、保険適用の状況をみていく中で、廃止を視野に入れながら検討していく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
69	子育て支援事業(227)	児童福祉課	B	子育て講座等の父親参加者が少ないことから、啓発に努める。 また、母親の就労率の拡大とともに利用会員の増加に対応するため、提供会員の確保が必須となる。	①②　サロンにおいては、利用者の増加による需要に答えられない場合があるため、平成 21 年度目標の７ヶ所の開設に向け公共施設・空き店舗などの活用等を含め身近な場所に整備するとともに長期的には、13 公民館区に 1 ヶ所づつ設置するため取り組んでいく。 ①②　提供会員の拡大については、普段の啓発活動とともに、民生児童委員・子育てサークル会員等の人的資源を取り込めるよう検討する必要がある。	B ⑰	世帯の核家族化、共働き化等により、子育ての相談・指導や、コミュニケーションの場の提供が強く求められる。今後も大いに拡充すべき事業であるが、児童相談事業や保育ステーション事業等、類似目的事業との役割分担の明確化や、施設の共同利用等、事業運営の効率化を検討する必要がある。また、外部委託に関し、入札等により委託決定プロセスの透明化を図るとともに、コストダウンの努力を払うべきである。児童虐待等への対応を強化していく必要もある。	●			少子化、核家族化により子育てに不安や悩みを抱える家庭が多く、身近な場所での多様な相談事業が求められている。そこで、相談に対して的確な助言・指導を行うなど、必要かつ適切な相談事業を進める。また、事業の進捗状況や利用者のニーズを的確に把握し、効果的・効率的な事業の執行に努める。 なお、平成 20 年度には、公共施設等を活用し、交流の場を目的とする子育てサロンを設置する。
70	母子生活支援施設委託事業(233)	児童福祉課	B	母子生活支援施設への入所世帯は多様な問題を抱えていたり、厳しい経済、社会環境の中、自立への見通しが立ちにくい。そのため入所が長期化することがある。	関連する課所が児童福祉課以外に企画課、その出先機関であるほっと越谷とあるので、お互いの役割分担、連携などの取り組みが重要であると考えられる。	B ⑲	事業の本来の目的は、母子の自立支援にあると思われる。　施設へ入所させる対応のみならず、自立に向けた指導対応を他の部署とも協力して進める体制を検討する必要がある。	●			多様な問題を抱える入所者に対して、必要な指導・支援を関係機関との連携により行い、早期の自立を図っていく。
71	みのり学園運営事業(234)	児童福祉課	B	業務の委託合理化により、人件費の縮減を図る。また、今後の複合施設の開設に合わせ運営方針を決定していく。	（仮称）越谷市障害者・児複合施設建設計画に基づき、知的障害者通所授産施設「しらこばと職業センター」肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」とともに、3 施設の複合化を図り、より良い療育環境づくりを行っていく。 また、併せて合理化や新たな付加機能について検討していく。なお、複合施設は、平成 23 年度当初開設を目指しており、今後の運営方法（全部委託・一部委託等）についての詳細を決定していく。	B ⑯	複合施設建設時に改善ということではあるが、事業費として大きな割合を占めている人件費の削減を検討する余地がある。	●			障害の程度や状況に応じた療育訓練と保護者への指導・助言を一体となって行うことにより、障害の軽減や改善が期待される事業で、特に専門的な知識や豊富な経験を持つ人材が必要であるが、入園児数などの動向を的確に把握し、適正な配置を図っていく。
72	児童館コスモス運営事業(238)	児童福祉課	B	各年度毎の入館者・事業参加者数に若干の減少が見られるが、児童の健全育成のための拠点施設として、また「天文と物理」をテーマにしたこども科学館としての児童館への市民要望は高く、今後も事業内容を精査し拡充していく必要性がある。また、事業運営の効率化を図るため児童館運営の検討・見直しを行う必要がある。	児童の健全育成のための拠点施設として、また「天文と物理」をテーマにしたこども科学館として、プラネタリウムの運営等高度な技術を必要とし、かつ維持費のかかる施設であるが、地域に根差した児童館を目指し、事業内容を精査しより多くの児童が参加できる事業内容とする。また、事業運営の効率化を図るため児童館運営の検討・見直しを行う。	C ⑱	子供が自ら学ぶ場づくりの社会的要請は特に高まっており、児童館による場の提供の意義は深く、２０年間に及ぶ実績は大いに評価されるべきものと思料している。特に最近は、児童虐待、犯罪者からの防御、子育て支援等、新たな社会要請が出現してきていることへの配慮を期待したい。しかし、運営実態をみるに、児童福祉の総合的な取組を勘案し、より活動的な事業展開を考えた場合、現行の直営運営から、類似館を含め、指定管理者制度活用による委託運営、ＮＰＯ等を活用した民間運営の研究を提案する。また、現状を継続するにしても、担当者のユニークなアイディアを生かし参加費を徴収する事業を企画して、より深みのある事業展開を検討する時期なのではなかろうか。	● ★			児童福祉の総合的な取組を考慮し、より活動的な事業展開を図るため、児童館の運営について、類似館を含め、直営運営から、指定管理者制度の活用による委託運営を平成 21 年度から導入できるよう進めていく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
73	児童館コスモス施設管理事業(239)	児童福祉課	B	開館 20 年を経過し、建物の雨漏り、地盤沈下、設備の老朽化か進んでいるため、早急に改修する必要があるが、コストがかかるため年次計画で改修していく予定である。平成 18 年度は配管改修工事、平成 19 年度は冷暖房機器の一部について改修する。今後も冷暖房、雨漏り、地盤沈下、プラネタリウム等の設備を逐次改修していく。	児童館の安全確保と快適な環境を維持し、児童館の持つ機能が十分に発揮できるよう計画的な施設の改修を図っていく。			●			屋根や外壁等からの雨漏り、地盤沈下、冷暖房機器やエレベーター機器等の老朽化に伴う改修工事を年次計画で実施していく。(平成 18 年度：地盤沈下に伴う配管の一部改修工事実施。平成 19 年度：プラネタリウム室・遊戯室冷暖房改修工事実施。平成 20 年度：屋上防水等改修・地盤沈下改修工事実施予定)
74	児童館ヒマワリ施設管理事業(240)	児童福祉課	B	施設の安全確保、環境の保持及び設備の諸機能を維持するため、適切な維持管理とともに、開館から 12 年が経過する中、空調機器、燃焼関係消耗品の交換や、製造中止により部品調達が困難となっている施設設備機器等の計画的更新が必要となっている。	児童館の機能を保全し、館内の安全確保と快適な環境を保つため、効率的な施設の管理を行うとともに、施設設備機器等の計画的更新を行う。			●			館内の安全確保と快適な環境を保つため、効率的な施設の管理を行うとともに、施設設備機器等の計画的な更新、改善を図っていく。
75	児童館ヒマワリ運営事業(241)	児童福祉課	B	入館者・事業参加者数に若干の減少が見られるが、児童の健全育成のための拠点施設として、また「生物と環境」をテーマにしたこども科学館としての児童館への市民要望は高く、今後も事業内容を精査し拡充していく必要性がある。また、事業運営の効率化を図るため児童館運営の検討・見直しを行う必要がある。	児童の健全育成のための拠点施設として、また「生物と環境」をテーマにしたこども科学館として、地域に根差した児童館を目指し、事業内容を精査しより多くの児童が参加できる事業内容とする。また、事業運営の効率化を図るため児童館運営の検討・見直しを行う。			● ★			児童福祉の総合的な取組を考慮し、より活動的な事業展開を図るため、児童館の運営について、類似館を含め、直営運営から、指定管理者制度の活用による委託運営を平成 21 年度から導入できるよう進めていく。
76	学童保育室給食扶助事業(243)	保育課	B	扶助費の支給基準について、必要かどうかの検討が必要。	① 生活困窮世帯における就労と子育て支援策として真に必要であるかを社会状況を見極めながら検討していく。 ② 社会状況及び近隣市状況等を把握し必要の可否について検討を行う。	B ⑲	民営の保育室に対する扶助は行われておらず、公平性の面で課題が残ると思われる。民営保育室についても、同様に扶助の必要性を調査検討していただきたい。	●			給食扶助費について、他市の状況調査を行う。 公営・民営の公平性を勘案し、民営保育室に対する扶助の必要性を検討する。
77	保育所運営事業(244)	保育課	B	多様な保育ニーズに対応するために必要不可欠な事業であるが、細部については常に把握し改善意識が必要である。	① 当面、事務量・予算額については現状維持であるが、臨時職員の採用など状況分析し効率的運用を図る必要がある。 ② 保育需要は引き続き微増加傾向にあり不確定要素から臨時職員の確保は避けられないために予算増は避けられない。	B ⑲	受け入れ児童の量的な拡大については、公立保育所の規模拡大が難しい状況にあることから、民間を積極的に活用すべきである。また、市では、民間で対応の難しい障害児保育、延長保育、地域保育への貢献に重点を移し、多様な保育ニーズへの対応に期待したい。 評価表の資源投入量について、保育士等保育所に勤務している職員の人件費が含まれていないため、正確なコスト把握ができていない。評価数値の記載方法について見直しが必要である。	●			公立保育所における受入児童の拡大は困難であるため、今後は民間による受入児童の拡大を積極的に促進し、公立保育所は民間では難しい多様な保育ニーズへの対応を行っていく。民間整備等に対する支援により短期的コスト増は避けられないが、市が整備した場合の長期的経常経費の回避と良質な子育て支援策の提供が期待できる。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
78	家庭保育室事業(247)	保育課	B	地域のバランスに偏りがあることや、家庭保育室設置者が高齢になってきていることなどにより、今後も継続して保育するためには新たな指定(設置)が必要である。	① 要望の多い低年齢児を保育する家庭保育室の拡充を推進することにより、認可外保育施設の運営を有資格者が行うことにより保育内容及び低年齢児の待機児童の解消を図るために支援を継続する。② 保育需要と待機児童の動向を逐次観察し適正な委託事業を展開する。			●			要望の多い低年齢児を保育する家庭保育室の充実のため、認可外保育施設の運営を支援するとともに、適正指導の実施を行い、低年齢児の待機解消と安心安全な保育環境を提供する。また、認可保育所との保護者負担格差是正のために、補助金を継続していく。
79	学童保育室運営事業(255)	保育課	B	民間学童保育室を含めた全小学校区に学童保育室を設置したが、引き続き待機児童の解消に向け私立幼稚園との連携を図る。	① 共働き世帯が一般化し、学童保育の需要は増加傾向にある。全小学校区に設置されてはいるが増大する保育需要に応えるために、児童数の推移や入室状況を見極めながら、既存施設の建替え・増築を含め検討していく必要がある。 ② 学童保育需要に即し、待機児童解消を含め効果的な事業を検討する。			●			学童保育の需要は引き続き増加傾向にある。全小学校区に設置されてはいるが、多用化・増大化する保育ニーズに応えるために、児童数の推移や入室状況を見極めながら、指導員の適正配置と健全な保育環境の提供を図っていく。
80	動物死体収集事業(258)	環境資源課	B	飼い主のいる動物死体の処理については、平成 17 年 8 月から市の斎場でも火葬を開始したため、当該事業での処理件数は、逓減傾向となっている。そのため、今後の収集処理体制を検討する。	飼い主がいる動物死体の処理における個別火葬の場合、市の斎場にて行い、合同火葬の場合は委託処理している。受益者負担の観点から、斎場や近隣市町村等の処理料金体系の調査研究を進める。	B ⑱	飼い主がいる動物死体については、市民感情から、市の斎場で扱うようにすることを検討するか、現行 3,500 円の受益者負担額の増額を検討していただきたい。年間 2,000 体もの動物死体を処理し、1,000 万円の経費が使われていることについて、市民のご意見を確認したい。路上放置の動物死体の処理は現行のままでも止むをえないと思われるが、動物を愛護する気持を啓発することを望む。			●	飼い主のいる動物死体の処理については、個別火葬の場合、市の斎場等にて行い、合同火葬の場合は委託処理している。受益者負担額については、斎場等や近隣市町の処理料金の動向等を見ながら検討する。
81	粗大ごみ収集運搬事業(261)	環境資源課	B	粗大ごみの収集運搬件数は、増加している。家具等を長く使用してもらうなどを市民に啓発する必要がある。	平成 18 年度からは、「せん定枝」を合わせて収集しており、今後も効率的な収集を検討していく。			●			パソコンと連携した受付システムの活用によるより効率的な収集を、システム導入と併せ検討していく。
82	廃棄物減量等推進員事業(262)	環境資源課	B	推進員の活躍により、ごみの分別・減量・資源化が図られたが、共同住宅集積所の排出状況に不徹底が見られる。	推進員からのご意見、ご提案を踏まえ、さらに分別収集の徹底を図っていく。	B ⑲	家庭ごみの適正な処理方法の普及・啓発活動に向けた推進員の役割は大きい。 推進員が動きやすい環境作りを行うとともに、新たにオープンするリサイクルプラザ啓発棟の有効利用と合わせて、推進員の啓発活動を計画的に行っていくことが重要である。	●			リサイクルプラザ啓発施設等にて推進員の研修を実施し、ごみの分別･資源化の理解を高め、今後の活動に活かしてもらう。また、推進員との情報交換を密にすることにより、集積所への排出状況を改善していく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
83	粗大ごみ受付業務(267)	環境資源課	B	電話及び電子申請による受付をおこなっているが、電話による受付がほとんどであることから、電話受付体制の効率化が必要。	リサイクルプラザでの粗大ごみ受付専用電話を増設し、効率的な受付を図る。	B ⑰	粗大ごみに関する問合せについては、インターネット等の活用により事業内容を広報し、事前に市民の理解を得られる方法を検討する。また、運搬費は一律にするなど、事業内容を単純化し、業務全体を標準化することにより市民にとってわかりやすく、また業務の実施にあたっても効率化することを願う。申し込み受付については、県の電子申請システムでの受付が実施されているが、さらに申し込み方法の説明を表示しながら入力できる機能追加を検討するなど、市民からの問合せ対応に効率よく対応できる方法の検討を望む。	● ★			リサイクルプラザへの移行に併せ購入した電話機の機能を活用し、パソコンと連携した受付システムの導入を検討する。
84	環境美化事業(270)	環境資源課	B	パトロールや監視の強化が必要である。	道路・公園等の施設管理者と連携し、管理の徹底を図る。	B ⑲	ごみの不法投棄、タバコのポイ捨て等、住民のモラル向上対策は重要課題である。 新たに制定される路上喫煙禁止条例に期待するところは大きい。 不法投棄防止のパトロール継続とともに、自治会やボランティア清掃団体の環境美化活動への支援の拡充を図る必要性も考えられる。			●	ごみの不法投棄、タバコのポイ捨て等、住民のモラル向上対策は重要課題であると考える。 その一つとして越谷市路上喫煙の防止に関する条例を 4 月から施行する。 また、不法投棄防止のパトロールの継続及び自治会清掃による環境美化活動への支援の拡充を図っていく。
85	家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業(271)	環境資源課	B	生ごみ処理機器の活用により、生ごみの減量・資源化が図られたことから、さらにの普及を図る必要がある。	ごみの減量・資源化を推進するために、補助制度についての広報活動を継続的に実施していく。	B ⑲	生ごみ収集は市民生活にとって不可欠な事業である。単に、「生ごみ処理機器購入費の補助」の周知活動にとどまらず、家庭での生ごみの処理が、市全体の生ごみの減量、ごみの資源化に有意義であることについて、積極的に啓発されることを期待する。	●			生ごみ処理機器の補助を通し、ごみの減量・資源化についての啓発を行っていく。
86	資源物等収集運搬事業(276)	環境資源課	B	平成18年度から新分別を開始しており、より効率的な収集を検討していく。	資源物の排出量を見極め、資源物の収集体制の見直しを検討する。					●	資源物の排出量の増加に対応した収集体制の充実を図る。
87	犬の登録等事業(278)	環境保全課	B	犬の登録制度・狂犬病予防注射の周知徹底。	市広報や自治会に対して啓発、チラシ等の回覧を行い制度の周知を図る。	B ⑰	犬の登録管理を徹底し、狂犬病を予防することは重要である。保健所からの事務移管を前提として、獣医師会ならびに地域自治会等との連携を深め、犬の登録率向上を目指していただきたい。登録の電子申請化など、登録を容易にする手段は今後も引き続き検討をお願いする。また、予防注射の実施にあたっては、獣医師に委託する等、会との連携をさらに強化することを望む。			●	狂犬病予防注射については、集合注射実施のほか、越谷市狂犬病予防協会会員の獣医師と協定を結び、犬の登録や注射済票の交付手続きを委託し、飼い主の利便性を図っている。また、ルールブックの配布や自治会回覧、市広報等により飼い主のマナーや犬の登録制度の周知を図るとともに、獣医師の協力を得て登録率向上を目指す。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
88	空閑地除草事業(284)	環境保全課	B	民有地の除草は、市への委託によらず所有者自ら行うことが必要である。	空閑地の管理は地権者の義務であることを基に推進しているが、止むを得ず市に委託をしている地権者の大半は市外在住者であり、地権者が直接業者に委託するのは難しく、ただちに委託制度を止めることは、苦情の増加につながるものと考えられ、既に委託制度が利用者等に浸透している現状を考慮して委託制度を継続していくが、今後も環境改善は地権者の義務であることを啓発していく。	B ⑱	地権者 156 名が所有する 217 ヶ所の空閑地の除草であるが、多くは市に除草の委託をしており、経費も完納の状況である。しかし、経費を負担して市が除草する図式を見直し、空閑地の雑草の除去対策に止まらず、空閑地の環境改善に向けての多面的な取組を市民ボランティアの働きを醸成して進めてほしい。また、地権者にも、環境改善は義務であるとの考え方を理解いただく取組みを進めてほしい。			●	空閑地の管理及び環境改善については、地権者の義務であることを、市広報等で啓発していく。
89	産業情報化推進事業(286)	産業支援課	A		バナー広告の広告料の増加を図る。					●	広告掲載料については、市ホームページのアクセス数を基に決めたが、汎用性の違いから、利用者がない状況が続いている。産業情報ネットワークは、産業の振興を図る目的で設置しているので、個人商店でも利用しやすい料金に見直す。
90	能力開発支援事業(旧：勤労者等能力開発支援事業）(287)	産業支援課	B	時代に即した内容を検討していく必要がある。	時代に即した内容の講座を開催することにより、より多くの参加者の増加が見込まれ、良好な労働環境づくりや雇用促進が図れる。			●			時代に即した内容の講座を開催することにより、より多くの参加者の増加が見込まれ、良好な労働環境づくりや雇用促進が図れる。
91	中小企業環境整備資金融資事業(289)	産業支援課	C	近年申し込み実績がなく制度の見直しを行う。	平成 19 年度において、商工業近代化資金融資事業との統合を図る。	C ⑯	申し込み件数が近年 0 であるということから、他の融資と統合など見直しが必要である。合わせて事務効率化をはかられたい。	●			平成 19 年 10 月から責任共有制度の導入による保証制度の枠組みの変更に伴い、市制度融資全体の見直しを行い、既存の中小企業環境整備資金、商工業近代化資金、小口資金を整理統合した。また、融資審査会を廃止することにより、借入までの期間の短縮等、利用者の利便性が図れる。
92	物産展示場等管理事業(290)	産業支援課	B	展示場所、展示内容、展示方法等を工夫し、市民の認知度を高めていかねばならない。	同展示室を活用したアンテナショップなど、発展的・有効的に同施設を活用するため、展示内容や方法等を工夫する。伝統的手工芸品振興協議会、商工会、郷土研究会等と連携し、普及啓発活動の充実に努める。	C ⑱	伝統工芸の継承事業としても２４時間無人での管理によるどちからというと静態的な展示事業であるが、思い切ったリニューアルが必要と思われる。伝統工芸品の製作は、ものづくりの基本でもあり、地域を特徴づけるソリューションである。地域の活性化を視野におきながら、業者・市民を巻き込んだ事業展開を期待するが、あまりお金をかけずに市民が伝統工芸に関心を持ち、活性化できるような施策を検討・研究していただきたい。	●			物産展示場を観光ボランティアによる観光情報の発信の場や観光案内所として併設利用することにより、市民や越谷を訪れた観光客に対して越谷の伝統的手工芸品や水と緑豊かな景観、名所史跡などの景観資源のＰＲを図る。
93	労働相談事業(297)	産業支援課	B	緊急相談への対応。	理想は常時相談を受け付けできる体制作りだが、相談日以外の問い合せについては県での労働相談や関係機関での相談窓口を事前に確認し紹介する。			●			理想は常時相談を受け付けできる体制作りだが、相談日以外の問い合せについては、県での労働相談や関係機関での相談窓口を事前に確認し紹介する。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
94	工業団地整備事業(305)	産業支援課	C	工業基盤整備基本計画においては、具体的な計画を掲げているが、上位計画に当たる総合振興計画、都市計画マスタープランにおいての位置付けが不明確である。	第４次越谷市総合振興計画の策定を踏まえ調査・研究を行う。			●			第 4 次越谷市総合振興計画への位置付けを検討する。 その間は、工業団地建設促進協議会を中心に研修会等を引き続き実施する。
95	若年者等就職支援事業(306)	産業支援課	B	就職に関わる相談以前の精神的な支援が必要と思われる相談者もおり、今後検討課題である。	キャリアコンサルタントの相談員のほか、臨床心理士によるフォロー体制をとることにより、よりきめ細かな就職支援が実施できると思われ、需要に沿った相談体制を継続していきたい。			●			平成 19 年度からキャリアコンサルタントのほか、臨床心理士によるフォロー体制を実施している。
96	商工会補助事業(308)	産業支援課	B	景気低迷が長引いており、市内小規模事業者に対し、今後も金融・経営・税務・労務などの全般にわたる指導が必要である。	経済不況が長引き、市内の大半を占める小規模事業者は、厳しい状況に置かれており、商工会と連携を図る中で企業活動を支援する必要がある。企業の成長を促し市内産業の活性化を図るためには、人材の育成・技術の向上・経営者間の交流の場確保等を推進する必要があり、商工会の果たす役割は重要であり、連携を図りながら取り組んでいく。	B ⑲	補助金の項目ごとに限度額を設定される方向は、評価できる。 補助金の使い方のみでなく、補助金により実施した事業の成果を把握しなければ、市としての説明責任を果たせなくなるおそれがある。 商工会との連絡調整を密にして、それぞれの補助金事業の目的、目標を明確に定めたうえで、各事業の実績を把握され、補助金額、補助率等の評価をされることを望む。 【⑨税務指導費補助金】、【⑩小規模指導費補助金】、【⑪商工会一般事業費補助金】、【⑬タバコ小売活性化事業費補助金】 補助金により実施した事業の実績を把握すること。 【⑫若手後継者育成事業費補助金】 平成 19 年度より商工会一般事業費補助金へ統合されたことは評価できる。	●			補助金の使い方についても、更に適切な指導をするとともに、補助金により実施した事業の把握に努め、より良い成果が実現できるよう指導していく。
97	融資審査会運営事業(310)	産業支援課	D	融資申込から実行まで 1 ヶ月～2 ヶ月程度と時間がかかるのが問題である。	平成 19 年度において、埼玉県信用保証協会の要領が改正されることに伴い、融資審査会を廃止する予定。廃止することにより、融資申込から融資実行までの期間が 3 週間程度と短縮される。				●		
98	水田農業構造改革対策事業(311)	農政課	B	米づくりの本来あるべき姿を実現するため、引き続き地域水田ビジョンに基づき推進する必要がある。	① 需要に応じた米づくりの推進、水田の活用など効率的かつ安定的な経営対策を図るため、埼玉県奨励品種である「彩のかがやき」を学校給食用米として提供できるように関係機関と連携し地産地消の推進を図る。 ② 稲作以外で水田を活用して生産できる農産物の研究に努め、併せてこれを原料とした加工品開発や観光農業事業などに取り組む。			●			●学校給食米生産奨励事業助成金 （現状維持） 2,500,000 円 学校給食への提供期間の延長（現在 5 ヶ月間の提供だが、6 ヶ月、7 ヶ月と延ばしていくよう関係機関との連携を図る）。 ●米の需給調整支援事業補助金 （縮小） 700,000 円 県からの補助を受けて市が実施していた事業であるが、20 年度から実施主体が越谷市地域水田農業推進協議会へ移行し事業費も削減される。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
99	農業技術センター施設管理事業(312)	農政課	B	施設全体の修繕個所等を診断し、全体計画を作成して、計画的な工事や修繕が必要である。	① 修繕の年次計画を作成し、修繕レベルを把握した上緊急を要する箇所から優先的に修繕を行う。 ② 施設の機能を十分に発揮する目的であれば積極的な施設改修も検討する必要がある。	B ⑲	経年変化とともに、施設や設備のメンテナンスが必要とのことであるが、都市型農業のオープンラボ（農業者の意見を反映した、開かれた研究施設）としての農業技術センターの存在意義を再確認し、それに従った修繕計画を作成することが必要であろう。 ユニークなセンターであり、食育、環境、農業振興の問題解決や指導に取り組んでいただきたい。	●			農業技術センターは、開設から 10 年が経過し、施設の機能を十分発揮するには、設備等の大規模修繕やリニューアルが必要となってきている。そのため、修繕の優先順位を検討し、緊急性を要する箇所から修繕を行うよう年次計画を立てる。また、光熱水費の抑制等、固定的経費の削減を推進する。 なお、今後は農業技術センターそのもののあり方を検討していく中で、運営にあった施設改善を行っていく。
100	農業技術研究事業(314)	農政課	B	今後の都市型農業を展開する上で農業者の指針となる試験課題に取り組む必要がある。また、土壌分析の推進を図り、安全・安心な農産物作りにつなげることが必要である。	試験研究課題については、長期にわたって研究してきたものを終了し、農業者にとって必要な試験課題を検討し実施する。また、土壌分析については、系統的に分析を利用する農業者を育成し、土づくりを支援していく。	C ⑱	越谷市の農業産業維持発展のためには、重要な事業である。事業の実施に、正規職員が７名配置されており、５～７年で人事ローテーションしている。事業内容が高度に専門的である中で、職員が入れ替わることは、事業運営上非効率な面もある。市としての企画的業務を正規職員に残し、専門的研究業務は、農業団体連合会や農業協同組合とも協力し委託化または、大学等と共同研究するなどの検討を求める。	● ★			研究業務の一部民間委託については、委託先と考えていたＪＡ越谷市との協議が進展していないこともあり、ＪＡ以外の県の研究機関や種苗会社等も視野に入れ更に協議を進める。また、（仮）農業自然公園の整備を進める中で、農業技術センターそのもののあり方や都市型農業の推進へどのように係わっていくか十分検討し、平成 21 年度までに方向性を見出していく。
101	低温貯蔵庫管理費(316)	農政課	B	低温貯蔵庫の利用者が減少し、利用の少ない貯蔵室があることから、現在の施設は設備規模が過剰状態であり、その有効利用又は施設規模縮小の検討を要する。	① 利用できる貯蔵室を限定し、管理費の低減を図る。 ① 低温貯蔵庫が建つ土地に、農産物直売場を建設する計画があり、この計画の中で事業の見直し等を検討する。	D ⑯	当初の目的は達成されており、現状では対象農家数が 17 戸と少なくなっており、将来的に廃止の方向で検討していただきたい。現状の施設を利用し、受益者負担を適正にして民間での運営等を検討していただきたい。		● ★		平成 19 年度に低温貯蔵庫の廃止手続きを行い、平成 20 年度の農産物直売所の建設に併せて取り壊す。また、各農家が必要な冷蔵施設については、地場野菜等産地育成対策事業費補助金等を活用して整備する。
102	農産物生産奨励事業(317)	農政課	B	農業従事者の高齢化や後継者不足により、資金を投入して機械の導入・施設の充実を図ろうとする農家が減少しているため、当該制度の活用も年々減少しているが、今後の農業の維持･発展を図っていくためには、担い手に対する支援は必要である。	担い手の確保･育成を図るために、経営規模拡大を図ろうとする担い手へ制度資金の活用を促すだけでなく、農地の利用集積等の推進を図るなどの支援をする。	B ⑱	農業世帯の高齢化により、大規模な融資案件は減少する傾向にある。事業の実態として、職員が農業現場や、研究会等へ立会い農業指導を行っている。これを事業として明記する必要がある。農業団体連合会や農業協同組合等との連携を通じて農業者のニーズを把握し、都市型農業としての経営改革支援への転換を検討することを望む。活動結果指標については、目標を明確に定め計画的に事業推進していただきたい。	●			JA 越谷市や春日部農林振興センターと連携を図りながら、意欲ある農業者等に対し、その経営改善に向けた取組や生産性向上のために以下の支援を行う。 ●新品種実験展示圃モデル事業委託料 （現状維持） 5 件 100,000 円 ●農業近代化資金利子補給 （現状維持） 34 件 960,000 円 ●農業経営基盤強化資金利子補給金 （現状維持） 1 件 80,000 円 ●地場野菜等産地育成対策事業費補助金 （拡充） 5 件 5,700,000 円 ●特産物生産奨励助成金 （現状維持） 2 件 500,000 円

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
103	（仮）越谷市農業自然公園整備事業(319)	農政課	B	この事業は、地元との合意形成が最優先であるため、十分な話し合いが必要である。事業に対する市民要望、必要性は高いものがあるが、具現化するまでのプロセスや財源確保について創意工夫を要する。	① 農業自然公園整備の先導的な役割を担う農産物直売所の建設を行い営業を開始すると共に全体の実施計画の検討を行う。 ② 越谷市の特性を生かし、安定した長期経営ができるよう農産物直売所の運営状況を勘案しながら、段階的整備を行っていく。	C ⑯	計画段階とはいえ、目的を明確にし年度ごとの到達点を明らかにしていただきたい。	●			農業自然公園を段階的に整備していく中で、特に必要で先導的役割を担う農産物直売所をＪＡ越谷市と連携して、平成 20 年度に整備し、地産地消の推進を図る。また、整備後は、直売所の展開から浮上する発展的課題や拡張的要望等を把握し、調整検討する中で段階的整備計画を策定し、全体整備につなげていく。 農産物直売所建設費 150,000 千円 低温貯蔵庫解体費 17,000 千円 報償費及び需用費 100 千円
104	農業環境衛生改善事業(324)	農政課	B	安心・安全な農産物を提供できる農業及び環境に配慮した農業を推進していく必要がある。 都市部の中で農業経営をする者に対しては、環境や衛生面で農地の近隣居住者に対する影響は大きく、地場産農産物に対するイメージも大切なことから、行政としての支援、指導を行う必要がある。	① 園芸用廃ビニール収集業務の民間委託の検討。			●			個人からの搬出量の把握は、現状では難しいと考えられるが、受益者負担の検討を行っていく。
105	農業従事・後継者育成事業(327)	農政課	B	団体の活動内容には、別な部所で対応できることも考えられる。	① 越谷市担い手総合支援協議会が機能的活動ができるように支援する。 ② 認定農業者や農業生産法人の育成に取り組む。	B ⑲	農業関係団体育成支援のためいくつかの補助金が支出されているが、支援の一貫性確保のため農政課が事務を取り扱っている。 中には、収入が補助金主体の団体もあり、運営や事業展開に当たり、補助金に依存しがちにならないよう将来、自立に向けた取り組みや実施した事業の成果の把握もお願いしたい。 【⑭越谷市農業団体連合会補助金】 会員相互の連携を取りながら、関係団体とも協議し、地産地消を推進するなど、そ菜、花卉、稲作、畜産の各部会の活動は見るべきものがある。行政として農業関係団体の育成支援を通し、後継者育成に積極的な働きかけを行ってほしい。	●			●越谷市農業団体連合会（現状維持） 地域のニーズにあった新たな農産物の生産等に取り組み、地産地消を推進し、農業経営の安定、確立へ向けて効果的な事業の展開を図る。 ●越谷市グリーンクラブ（現状維持） 無農薬の合鴨農法の稲作等を拡充し、商工会の「鴨ねぎ鍋」との連携を図りながら、消費者にとっても、農業者にとっても魅力ある農業になるよう組織で取り組み、農業後継者が増加するような事業の展開を図る。 ●ＪＡ越谷市女性部（現状維持） 農業経営の改善や地場産農産物を利用した起業活動、また、地域交流等に関する研修会や講演会の実施、先進事例の視察や研究等の活動を支援しながら、組織の自立へ向けて部員から部費を徴収し、効果的な運営を指導する。 ●21 世紀・越谷塾（縮小） 越谷市の農業に係る団体の代表で構成されているが、この組織が目的としている都市農業振興のために必要な政策的な視点での活動（会議のみ）への支援に限定し、補助金を大幅に削減する。
106	市民農園整備事業(328)	農政課	B	利用率は 100%と需要は高い事業である。しかし一部利用者に貸付時の条件を守らない人がいる。市民農園が、周辺住宅の迷惑施設にならないよう、今後とも貸付条件の遵守を徹底していく。	① 現行の市民農園運営管理をＪＡ越谷市に委託することの調整。 ② 市民農園整備計画の策定。	B ⑰	農地の遊休化が進む他方で、家庭菜園を望む住民が増加することも予見される。遊休農地の所有者と家庭菜園の希望者との出会い場をつくるなど、潜在的な借り受け農園利用者の発掘と、遊休農地の積極的活用をさらに進めることを願う。	● ★			農地所有者自らが農業経営として行う市民農園の開設を推進・支援していく。それにより、農家による栽培指導が受けられ、初心者でも野菜づくりが楽しめ、利用者と農家との交流が図られる。農業者の経営安定や遊休農地の活用を促すが、具体的な事業実施には相当の時間が見込まれる。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
107	道路台帳整備事業(331)	建設総務課	B	道路台帳の変更に際しては、基となる原図に手作業で加筆・削除している。したがって、原図の劣化が生じているほか、更新作業の効率性にも課題がある。	① 原図をデータ化することにより劣化を防止するとともに、更新作業の効率化を図る。 ② 将来的には、統合型ＧＩＳ構築に係る基図としての活用を検討する。	B ⑰	地図に関する情報の必要性と利用方法を全庁的にとりまとめ、全庁で一括して必要な情報を収集することにより、全体でのコストの低減化を検討することを望む。また、得られた情報の他部門との共有化を進め、情報の有効活用を検討することを望む。	●			平成 21、22 年の 2 箇年で原図をデータ化し、更新作業の効率化を図るとともに、統合型ＧＩＳ構築の基図としての活用を図っていく。
108	道路施設維持管理事業(332)	建設総務課	B	より安全で円滑な交通環境を整える必要がある。	より安全円滑な交通環境の向上を図るため、道路占用事業者やバス事業者などの道路を利用する各事業者の協力を得て、道路パトロールを強化する。	B ⑱	<道路修繕事業> 道路環境を改善する為、当該事業は必須である。今後は道路パトロールの強化や、計画的道路補修等、機能強化も求められる。但し、事業効率を向上させる為、安全管理センターの正規職員から非正規職員への切り替えを含め、正規職員定数削減の検討の余地がある。	●			現在も単価契約を結んでいる業者の協力を得て道路パトロールを実施し、修繕についても業務を委託している。本年度は、バス事業者の協力で、バス路線のパトロールを実施し、乗客の安全性や利便性の向上を図ったところである。直営事業の非正規職員への切り替えについては、作業内容を考慮すると、現在行っている再任用職員配置が望ましいが、安全管理センターの業務全体の中で、再任用職員の活用の拡充のほか、委託内容の拡充も含めて検討を進める。
109	電線類地中化事業(レイクタウン事業地内)(336)	道路街路課	A		区画整理事業の進捗に合わせて取り組む。	B ⑱	国の方策でもあり、わが国の電線事情を改善する上でも不可欠な事業である。今後は工法を含めたコスト削減を図り、計画通り事業を終了することが重要である。			●	電線類地中化路線に対しては、道路の築造にあわせ計画的に整備を進めるとともに、占有者と十分な調整をし、最新の技術を取り入れ、工期、コスト縮減を図る。
110	交通安全施設整備事業(338)	道路街路課	B	道路照明灯の設置について目標値を定めているが、設置増に伴う電気料の増加が危惧される。	電気料金の契約内容を精査し電気料増加の抑制を図る。	B ⑲	交通安全施設整備に対する市民の要望が多い状況で、限られた予算を調整し対応されている点は評価できる。 今後、年間１億円にのぼる電気代、及び電球交換等の保守にかかる経費がますます増大することが予想される中で、市としての優先順位を定め予算を配分することを求める。 成果指標については、安全度の向上が評価できる指標とすることを望む。	●			平成 19 年度に照明灯の実態調査を行い、請求内訳書と突合作業を行った。 不明箇所については、東京電力に再調査を依頼し、今後の電気料金の適正化を図る。 今後は、ソーラー発電やＬＥＤ照明灯の導入を検討する。
111	八潮越谷線整備事業(県営)(348)	道路街路課	B	国道 4 号バイパス以南の下間久里工区は完成したが、相生陸橋以北の西方工区が残っている。	相生陸橋以北西方工区の、工事の早期着手に向けて、用地交渉を進める。			●			積極的な用地交渉を埼玉県に働きかけるとともに、越谷市としてもできる限り協力を行う。
112	交通安全応急対策事業(352)	道路街路課	A		効果的な安全対策が図れるよう、関係機関との調整を積極的に図る。	B ⑲	警察等他関連機関と連携して、事業を推進されている点は評価できる。 応急対応の結果を集約し、類似危険箇所については先手を打った対応をするなど、事故発生を未然に防止するための計画的な事業推進を検討する余地がある。 成果指標については、活動指標（標識等延長した長さ）ではなく、安全度の向上が評価できる指標、例えば、交通事故件数の減少度等を設定すべき。			●	危険箇所に対しては、効果的な安全対策が図れるよう関係機関との調整を積極的に行い計画的に対策を実施する。 また、成果指標については、わかりやすい指標の設定に取り組む。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
113	管路改修事業(358)	治水課	C	排水路整備は、経年劣化に起因するものが多いが、状況が把握できていない。計画的な既存施設の改修を図るため、今後水路台帳の整備が急務と思われる。	① 既存施設が機能するよう引き続き施設の維持管理に努める。 ② 施設の老朽化により、現在予定していない修繕等の増加が見込まれるため、限られた予算内で、適切かつ効果的な処置が必要となってくると思われる。また、既存施設の把握と計画的な改修を図るため水路台帳の整備を進める。			●			今後、水路台帳の整備を進めることにより、既存施設の状況を把握し、維持管理及び改修工事を計画的かつ効率的に進める。
114	流域貯留浸透事業(361)	治水課	B	昭和 60 年度から、学校に降った雨を一時的に校庭の地表面に貯留する方法で事業を行ってきたが、中川・綾瀬川流域整備計画で定められている流出抑制対策量は確保していない。今後は、地表面の貯留に必要となる広さが得られない公共公益施設用地において、地下貯留等の検討が必要と考えられる。	① 大相模中学校で事業を予定している。 ② 平成 20 年度で施工可能な小中学校の整備が終わるため、都市計画公園での貯留を予定している。	B ⑲	計画的に事業を推進されている点は評価できるが、市の事業だけでは限界がある。 貯留浸透による治水の考え方を、市民ならびに市役所他部署にも積極的に広報し、例えば市民一人ひとりが雨水を貯留する協力を得られるような取り組みを検討し、事業目標に含める必要がある。	●			平成 20 年度で補助事業により施工可能な学校用地の貯留が終了する。平成 21 年度以降については、市単独事業となる花田小学校外 2 校の整備、補助事業である公園等の公共用地を利用した整備の検討を行う。
115	排水路施設維持管理事業(362)	治水課	B	地域住民の高齢化や側溝整備により蓋が重くなったことなどから、地域清掃ができなくなってきており、市への依頼は年々増加する傾向にあるが、地域でできるものは地域で行ってもらう必要がある。また、水路や側溝等も経年変化による勾配不良から、排水の滞留発生箇所が増加している。 修繕については、人為的な原因による破損箇所も見受けられる。	地域住民の清掃要望等は年々増加傾向にあるので、事業費の拡大を図る。日曜清掃等の地域清掃を支援する。定期的な清掃を行うことにより浸水被害の軽減をはかる。	B ⑱	<排水路等清掃委託事業> 排水路を清潔にすることは、快適な生活空間を保つために必要なことであり、住民の要望にも極力柔軟に対応していくことが求められる。当該事業は、今後継続して、活動を強化すべきであるが、あわせて、事業の効率化を向上させるため、特に安全管理センターの正規職員を非正規職員に置き換え、定数削減、人件費抑制を図ることが望まれる。	●			住民の高齢化に伴い、地域による清掃活動が困難となりつつあり、清掃要望は増加傾向にある。安全管理センターの活用を図り、事業費の抑制を図る。
116	平新川改修事業(364)	治水課	B	平新川沿いで実際に浸水被害が発生している場所があるため、早急な対応が必要であるが、浸水被害軽減の成果を表すためにはまとまった工事量が必要であり、重点的な取組みが必要である。	① 浸水被害の軽減を図るため、既設河川の嵩上げを行う。 ② 適正な施設管理のため管理用道路の整備を図ると共に、浸水被害の解消を図るため、ポンプの増強等を行う。	B ⑲	全体予算計画の中で、市民の理解と満足度を得られる優先順位をつけることが重要である。 また、今までの取り組みの結果として治水効果が、向上している点を市民にさらに広報し理解を得る必要がある。	●			平成 19 年度から、平新川のかさ上げに着手しており、引き続きかさ上げを行うほか、仮設ポンプを増強する等、浸水被害の軽減に努める。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
117	都市防災河川等整備事業(365)	治水課	C	平成18年度工事で須賀用水一間久里川ルートの東武鉄道西側工区(1,213m)の整備が完了した。平成19 年度は、東武鉄道東側工区(500m)の設計委託を行うが、現況水路の流下能力が不足している箇所があり、今後の事業について、整備手法、整備グレード等を含めた整備計画の検討が必要である。	① 須賀用水一間久里川ルートの東武鉄道東側工区の平成 20 年度以降の施設整備着手に向け、平成 19 年度は設計委託を行う中で事業の見直し等を行い、本事業の効果的な推進を目指す。② 須賀用水一間久里川ルート全線の早期完成を目指すと共に都市防災河川等整備構想における他のルートの実施検討を行う。			●			平成 19 年度に都市防災河川整備構想基本計画を基に設計委託を行った。効果の高いルートから整備できるよう検討を進め、都市防災機能の向上を図る。
118	河川施設維持管理事業(367)	治水課	B	施設の老朽化が深刻であり、改修が課題である。河川の堆積物等により浚渫の必要性がある。	河川の清掃・浚渫等を実施し流下能力を確保し浸水被害の軽減を図る。	B ⑰	河川施設を公園利用等へ活用し施設維持する目的で、地域住民とともに維持管理方法を検討する場を設け、草刈等の環境問題を地域住民とともに解決する方向で検討することを望む。住民協働化の時代に対応し、周辺住民とともに施設を維持し、費用の低減化を図ることを望む。	●			今後も、計画的にしゅんせつ、草刈等を実施し、適正な維持管理に努める。維持管理に関して地域住民との協働に向け、方策を検討していく。
119	管路改修事業(371)	下水道課	C	管渠改修やマンホール蓋改修工事の進捗が悪い。	① H18 年度に策定した改修計画書の見直しや予算化を進める。 ② 策定した改修計画に沿って実施していく。	C ⑱	下水道の施設（管路）は、初期投資から 30 年以上経過しており、大規模な改修工事が必要な時期に来ている。市全体の管路の改修計画を早急に策定し財政計画へ織り込んでいく必要がある（10～20 年）。一般会計からの操出金も多額になっており、下水道事業の採算性を見直す必要がある。法適用も検討すべきである。	●			平成 18 年度に、30 年以上経過しているコンクリート管等について、改修計画書を策定、平成 19 年度から実施することで、管の延命化や道路陥没などの予防を図っている。
120	公共下水道台帳整備事業(374)	下水道課	B	地中で管止めとなっている取出し管の位置、宅地等での公桝の位置が台帳と現地と整合しないところがある。	① 現地確認を必ず行っていただくよう、指定工事店等の協力を仰ぐ。 ② 管路調査(TV カメラ等)公桝確認調査の実施を行い、台帳へと反映させていく。	B ⑲	IT を活用し、職員の負荷軽減、市民の利便性向上を図られている点については評価できる。 新設、変更箇所の台帳への反映期間を短縮することを検討する必要がある。 また、工事中および工事申請中箇所の一覧表を情報提供すればさらに利便性が向上すると思われる。	●			平成 19 年度から、台帳更新作業を年 2 回実施し、情報提供を速やかに行うことで、利用者へのサービスの向上を図る。
121	受益者負担金･使用料徴収業務費①(378)	下水道課	B	受益者負担金については、現年度分の収納率に比べ滞納繰越分の収納率が低い。	受益者負担金の特に滞納繰越分については、催告業務（電話・家庭訪問）を強化し状況等の確認をするとともに収納率の向上に努める。	C ⑱	受益者負担の回収率は現年度が 96%であるが、過年度は、金額的には低くなっているが 1%程度と極端に低い。回収方法の工夫が必要である（使用料に上乗せしてリース料として徴収するなど）。回収コスト（人件費，システム費）が 13 百万円かかっており、採算性を改善する必要がある。	●			下水道への接続に係る受益者負担金の過年度分については、まず賦課地の状況を確認し、積極的に受益者宅を訪問して収納に努めている。また、現年度の収納を確保し、繰越さないように努めていく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
122	営繕管理事業（公共施設維持管理システム）(381)	営繕課	B	予算の関係もあり最終のシステム構築までに期間がかかる情勢であることから、期間短縮をどのようにするかが課題である。	システムの考え方及び各施設台帳の調査項目を見直すことで、経費の削減を図り、システムの構築を目指す。	C ⑲	事業目的が、当システムの完成にあるのではなく、市全施設の長期的な保全計画の作成にある。 システムの完成を待つのではなく、市保有施設を有するそれぞれの部署に対して計画的な営繕をするよう勧告する体制を整備する必要がある。 また、施設の維持には巨額の経費を要するとともに、適切な保全により施設の延命化につながる。長期保全計画は、市役所全体の財政運営に大きな影響を与えることを認識し、長期保全計画の早期策定を目指し、当システムの早期完成を検討すべきである。	●			平成 19 年度に「越谷市公共施設維持管理システム」の構築に取り組んでおり、平成 20 年度では、各施設情報の拡充を行うとともに、今後、全公共施設の情報収集を進め、長期保全計画の早期策定に努める。さらに、各施設所管課に対し、施設の維持管理について、適切な保全及び計画的な営繕を行うよう周知する。
123	都市計画図書等作成事業(387)	都市計画課	B	1. 情報化社会の進展に伴う市民ニーズに対応するため、ホームページ上で提供できる都市計画情報の充実が引き続き求められている。 2. 都市計画支援システムによる地図印刷への対応について検討される余地はあるが、地図印刷技術との乖離が是正されていない現況にかんがみると、引き続き現在の地図印刷手法により対応せざるをえない。 3. 都市計画図等の有償頒布については、実費徴収の観点において受益者負担の見直しを定期的に行う必要がある。 4. 地形図は、多様な計画の基図として必要なものである一方、作成に係るコストは高い。	1. 既存手法の有効性は認識しつつも、限られた予算等における電子媒体による情報提供の充実化については調査検討を行う。 2. 地図印刷技術の状況等にかんがみ、適切な時期により効率的な対応を図りたい。 3. 有償頒布について、現在の価格は平成１８年２月現在のものであるが、今後においても基図の修正時期に合わせ、概ね５年ごとに見直しを図っていく。 4. 越谷市庁内統合型地理情報システムが構築されて、基図データとしての利用が可能になれば、コスト縮減や提供情報の充実化が期待できる。	B ⑰	<地図印刷事業> 地図のもととなる地形図等の情報収集については、全庁的に統一して収集するなどの工夫により、全体のコスト削減の方法を検討願う。また、頒布価格については、原価に見合った負担の検討をお願いする。			●	都市計画図等の有償頒布価格については、原価に見合った負担の検討を行い、平成 18 年 2 月に改定を実施した。地図の基となる地形図の修正については、概ね 5 年ごとに実施している。コスト削減の具体策として、航空写真撮影（平成 20 年度予定）を他課との共同で実施する。また、庁内統合型の情報システムの構築、基図データの相互利用によるコスト削減・情報提供については、引き続き、検討を行う。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
124	都市景観推進事業(392)	都市計画課	B	景観法の制定により、同法に基づく景観行政団体への移行等も視野に入れた中核的組織として活動できるように、例規改正等を含めた整理が必要である。現在、例規改正等に向けた、取組みに着手したところである。公共サインの整備の推進については、事業に併せた整備を積極的に求め、未整備箇所については、優先度を設定するなど、整備の効率性を推進することが課題である。	・　景観行政に対する全庁的理解を深めるために、既存の制度（埼玉県景観アドバイザー制度）等を活用した職員研修会の開催などについて検討を重ねていく。・　公共サインの整備等については、平成 18 年度事務事業評価外部評価において、その必要性は一定の理解をいただいたものの、優先順位を付けて、順次整備を進める必要がある。・　現在、作成されている景観形成基本計画において、必要に応じて見直しを検討していく。	C ⑱	公共サインの必要性は認められる。但し、緊急性がある事業ではなく、当事業を単独で実施するのは財政的な制約を受ける。新たな公共施設の設置や、既存施設の改修、補修計画にあわせ、優先順位を付けて計画的に整備する必要がある。都市景観推進事業として、市全体の実施計画に基づき設置計画の抜本的見直しが求められる。	●			公共サイン計画は、‘分かりやすいまちの構造をつくる’ための手段として、公共施設への案内・誘導サインの整備を目的としている。特に、歩行者系サインについては、情報拠点の骨格として公共施設等の著名地点や周辺地の案内・誘導を 52 箇所実施している。ところが、他市からの来訪者等が多く利用する鉄道駅について、未整備の箇所があるため、当面、情報拠点となる鉄道駅の大拠点サインの設置を最優先に、他事業との併合など順次整備を進める。また、既設のサインについては、案内地図の時点修正など、維持管理に努める。さらに、景観法に基づく所与の手続きを進めていく中で、本市の景観の上位計画である都市景観形成基本計画の改訂に併せて、当該マニュアルについても見直しを図る。
125	越谷駅西口土地区画整理事業(394)	市街地整備課	A	事業閉鎖に向けての準備段階。	事業閉鎖に向けての準備段階。					●	平成 23 年度の会計閉鎖に向けて現状を維持する。
126	七左第一土地区画整理事業(395)	市街地整備課	B	調整池等の整備に係る財源の確保と交通アクセス上重要な国道 4 号線との交差点の早期整備。	国庫補助制度等を積極的に活用し財源の確保を図るとともに、事業コストのさらなる削減を図っていく。					●	平成 19 年度に当該地区の事業計画及び実施計画の見直しを行った。今後は現状を維持しながら、事業閉鎖の準備を行う。
127	東越谷土地区画整理事業(396)	市街地整備課	B	移転補償交渉を早期に完了するために、課内における柔軟な職員配置が必要である。	区画整理の各グループ間のスケジュール調整を行い、柔軟な職員配置を図る。	B ⑱	すでに全事業費の 8 割を超えており、今後一般財源の負担を最小にする為、平成 20 年度以降早期の事業完了が求められる。また、正規職員の作業範囲を見直し、定数削減の検討を加えるべきである。			●	平成 19 年度に当該地区の事業計画の見直しを行った。今後は現状を維持しながら、事業完了に向けた準備を行う。
128	西大袋土地区画整理事業(397)	市街地整備課	B	西大袋地区の中心核となる「調整池・近隣公園・公共施設」の整備とアクセス道路である都市計画道路「大袋駅西口線」「健康福祉村大袋線」の早期完成に向け、財源の確保が必要である。	国庫補助制度等を積極的に活用し財源の確保を図るとともに、事業コストのさらなる削減を図っていく。	B ⑯	長期にわたる事業のため、外部環境の変化に応じて当初計画の適宜見直しを進めていただきたい。			●	市実施計画を踏まえ、現在の事業量の確保を図りつつ、当該地区の全体計画を見直すことと併せ、事業の具体的執行に関する計画の見直しについても再度検討する。
129	公園施設維持管理事業(402)	公園緑地課	B	委託業務のアウトソーシング。	①　今年度制定した「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」に基づき、自治会やボランティア団体による公園維持管理活動の普及に努めていく。 ②　引き続き要綱の普及に努めていくと共に、業者に委託していない部分についても委託し、アウトソーシングを図っていく。	C ⑯	管理委託から指定管理者制度への移行および職員の人工見直しによるコスト削減を図ることが必要。市は住民からの苦情・要望受付と、運営管理を主に行う。・維持管理事業の活動結果指標、成果指標は、コストを配慮した設定としていただきたい。	● ★			平成 19 年 4 月 1 日から「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」を施行し、近隣住民に公園・緑地の維持管理をお願いしている。現在まで維持管理活動 11 団体の登録があり公園・緑地の維持管理に当たっていただいている。今後も団体の登録を推進していく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
130	開発行為等に係る事業(410)	開発指導課	A			B ⑱	開発許可は市（特例市）の行政指導であり、正規職員１４名（前年より１名減）で行っている。開発許可や建築許可の他に、事前協議件数が 1000 件程度ある。　しかしながら、業務の全てを正規職員で行う必要は必ずしもないのではないか。入力業務のように、臨時職員が行うようなこともあり、業務分析をして人員配置を見直す必要がある。			●	開発行為や建築行為等に係るまちの整備に関する条例等に基づく民間業者又は市民からの諸申請に対する事務手続き業務、都市計画法による許認可事務であり、窓口による指導、説明責任、提出書類に対する判断業務等であることから、行政自らの人員体制が必要である。また、市に道路用地として帰属する件数が増加しているため、今後は業務を拡充する必要がある。
131	借上型市営住宅運営事業(412)	建築住宅課	B	運営管理委託業務について検討が必要である。	運営管理委託業務について検討する。	B ⑲	現在直営で行っている住宅の運営管理については、外部委託を検討し経費の軽減を進めていただきたい。 今回の借上型のケースの成果を分析・検証し、公営住宅制度のあり方を見極める努力をしてほしい。	● ★			平成 21 年度から市営住宅（借上げ住宅含む。）の管理について「指定管理者制度」を導入予定。また、今後、当市における市営住宅制度のあり方を検討していく。
132	木造住宅耐震改修促進事業(414)	建築住宅課	B	補助制度の PR 等を行い、多くの所有者の活用を期待する。	補助制度の PR 方法等の再検討を行い、多くの所有者の活用を期待する。	B ⑲	事業として開始されて間がなく、住民に対して制度を積極的にアピールし、より多くの活用を図っていただきたい。	●			補助制度のＰＲ等を、関係各課が開催する各種イベント時に協力を得て広く行い、多くの建物所有者の活用を促進する。
133	住まいの情報館施設管理事業(415)	建築住宅課	B	他の事業を採用するにあたって、今後も来客数の増加が見込めるので、他の事業を積極的に採用し、住まいの情報館の役割を増やす必要がある。	今後も他の事業と併用して来場者に情報館の役割を認識していただき、さらに展示設備の更新等を検討する。	D ⑯	耐震性・耐久性・耐火性および省エネルギーと高齢者等に優しい住宅についての情報提供の重要性は高いが、立地・展示品の旧式化、利用者数低迷等から有用性および妥当性に問題がある。成果指標には、当活動の結果が実際の建築設計に結びついた件数を反映していただきたい。現状設備の処分と併せ、新たな普及啓発の方法を再検討していただきたい。	●			外部評価の結果を踏まえ、住まいの情報館の機能を維持しつつ有効的な活用方法を検討した結果、平成 18 年度から来館者の興味も高い住宅の福祉機器関連情報・機器の展示更新に長けている越谷市社会福祉協議会に運営を委託した。その結果、平成 18 年度から来客者数が増加している（参考　H17 年度：415 人 H18 年度:1,542 人 H19 年度:4,037 人（平成 20 年 1 月末現在））。 今後は、同協議会との連携運営により施設の有効活用と経費の削減を図っていく。
134	市営住宅施設管理事業（住宅対策事業共）(419)	建築住宅課	B	法的に義務付けられた施設管理事業等であり、施設の安全・住環境の維持を図る上で必要不可欠であるが、一部業務を見直すことによってコスト削減を検討する。	老朽化した施設・設備の改善や更新をいろいろな手法によって進めるための検討が必要。	B ⑱	市内の公営住宅は、市営 197 戸・県営 644 戸の合計　841 戸あり、世帯数の 0.7%となり、一定程度のセーフティネットを維持してるといえる。「越谷市市営住宅ストック総合活用計画」（平成 15 年）に基づき、既存の土地・建物の有効活用を図っており、団地毎の維持修繕・更新計画が作成されている。しかし、見直しは平成 20 年となっており、必要な金額の試算と財政的な裏付の検討を前倒しで実施することが望まれる。また、住宅管理業務の県住宅供給公社への管理代行を協議中であるが、トータルコストの削減にむけた取組を進めていく必要がある。	● ★			平成 21 年度から市営住宅（借上げ住宅含む。）の管理について「指定管理者制度」を導入予定。また、今後、当市における市営住宅制度のあり方を検討していく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
135	住宅融資事業(421)	建築住宅課	B	民間の金融機関においても、金利の自由化により低利の融資が行われるようになり、一部代替できる制度があるが、さらに改善をし事業の拡大が必要。	制度の PR や制度の効率化、審査会の簡素化を図る。	C ⑱	住宅融資事業には３つの異なる目的の事業が含まれている。高齢者の専用居室の増改策と浸水住宅の改良は、ニーズが減少しており、取扱い件数、残高ともに僅かであり、廃止を含めて見直しが必要である。勤労者住宅は一定のニーズがあり、維持することに効果がある。今後は、耐震改修を含めた住宅政策の中で、融資事業のあり方について、必要性の有無、市民に利用しやすい制度を検討する必要がある。預託金方式の見直しも必要である。	●			現在、住宅融資事業には三つの事業があるが、2 事業に関しては、各 1 名の利用しかない状況である。今後は住宅政策として必要な、耐震改修・少子化対策等を含めた融資制度の見直しを行っていきたい。
136	市立病院繰出金(422)	市立病院庶務課	B	地域医療の基幹病院としての役割を果たせるよう、経営の健全化を図りつつ、診療体制の整備及び充実に努める必要がある。	H18 年度に繰出基準を明確化し、新たに基準を作成した。その基準を基に、安定した経営基盤の確立に向け、H20 年度までは H18,H19 年度と同額、H21 年度には繰出金の減額を目標とする。	B ⑱	病院の経営状況を救済するような印象を受ける一般会計からの繰出ではなく、繰出金のルール化を早急に協議し、市立病院財政・経営の健全化に一層努めてほしい。経営健全化委員会が設置されているとのことであるが、職員のアイディアや他病院の成功事例を参考に、支出削減策、収入の増収策を検討し、独立採算経営を目指し積極的に取り組まれるよう期待する。	● ★			市立病院経営ビジョンにおける財政計画では、市立病院の財政健全化を図ることにより、市の財政的負担を軽減することを目的の一つとしているため、平成 21 年度には総務省の繰出基準外の補助金を削減することを見込んでいる。 また、広く職員の意見を求め、他病院の事例等も参考にし、費用削減、収益確保に努めていきたい。
137	小・中学校施設管理事業(429)	総務課	B	施設の老朽化のため、まとまった改修が必要である。また、経済設計及び費用対効果を上げる工夫が必要。	本事業は、児童・生徒の良好な教育環境を維持するために必要不可欠な事業であり、現在の施設・設備の状況を的確に把握し今後も引き続き推進していく必要がある。	B ⑲	日常の点検が施設管理経費の節減にもつながることから、コスト意識を持たれ適切な執行に努めておられる。公共施設において、点検が義務付けられたこともあり、日常点検に加え、定期点検の円滑さ、統一的な管理のため、学校施設管理指針の越谷市バージョンの一層の整備、徹底に努められたい。 なお、管理の円滑さのため、学校毎の施設管理台帳やチェックマニュアルをネットワークで学校の教職員も容易に検索し、点検チェックリスト等を入力できるシステムについて検討いただきたい。	●			児童・生徒の良好な教育環境を維持するために必要な事業であることから、業務委託等を通して施設の状況をより的確に把握するとともに、原油価格の高騰などにより上昇が見られる光熱水費等の管理においても、学校への使用量のきめ細やかな情報提供や指導を行うことにより、省エネ対策及び経費抑制を推し進める。 平成 20 年度においては、児童・生徒の安全を確保するため、新たに全校に防犯カメラを設置する。また、2011 年の地上波デジタル放送の開始に向け、学校施設周辺の住宅における電波障害状況を調査するなど、より良好な教育環境の充実に向け、引き続き事業の推進を図る。
138	小・中学校活動運営費(430)	総務課	B	多様化する学校活動を円滑に実施するため、学校活動の実情を十分に把握する必要がある。	① 多様化する学校活動を円滑に実施するために必要な経費であり、また、市立小中学校に通う全児童生徒の教育環境の確保に資するものであることから、今後も十分な予算の確保に努める必要がある。② 学校活動の実情を十分に把握し、より適正な予算の配分を推進する。	B ⑲	学校活動の必要経費を学校に配分して執行するもの、教育委員会で一括発注した方がコスト削減が図れるものに分けて執行している。 執行のガイドラインを配布し、科目毎の執行状況が把握できるようになっているが、学校活動の実態を整理し、備品台帳等のデータベース化を進めるなど適切及び円滑な執行と指導をお願いしたい。	●			学校活動における基本的な経費であり、円滑な学校運営には欠かすことができない経費であることから、引き続き学校活動の実態と実情を的確に把握し、十分な予算確保と適切な予算配分に努めるとともに、一部予算を総務課にて一括管理することにより、より効率的な運営を推進する。 平成 20 年度においては、新公会計制度の導入に向け、学校備品の適切な管理を図るため、備品台帳の電算化を推進する。（予算は情報統計課）

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
139	小学校仮設教室借上事業（東越谷小）(440)	総務課	B	仮設教室の解消。	城ノ上小学校の開校に伴い、学級数が減少したことから、仮設教室の解消に向け検討する必要がある。			●			城ノ上小学校の開校により、東越谷小学校における必要教室数は校舎内に確保できることとなるが、既存の教室を使用するための校舎改修には多額の経費が必要である。 また、仮設教室には空調が設置されているなど設備も充実していることから、平成 20 年度においては引き続き仮設教室の借上を継続する。
140	科学技術体験センター施設管理事業(445)	総務課	B	指定管理者制度の導入に向けた検討。	① 公の施設の管理運営については、自治法の改正により、その管理運営を民間に委ねることが可能となったことから、指定管理者制度の導入を含め効果的な運営方法について、先進地の事例等を参考に今後の在り方に関する調査検討を行う。	B ⑱	市の学校教育、体験学習としての位置づけは大きい。施設の管理面については、管理条件を仕様として明確に定めたうえで指定管理者制度の導入を含め、委託化によるさらなるコストダウンを検討する余地がある。	●			平成 21 年 4 月の指定管理者制度への移行に向けて、募集要領・仕様書・条例改正等の手続を行う。一方、平成 20 年度においては、導入に向けて施設の整備（環境設定）を行うため予算の確保を図る。
141	伝統芸術鑑賞事業(447)	指導課	B	午前・午後の 2 部制をとっているが、午後の開演時刻を早めて児童が暗くなる前に帰宅できるようにする必要がある。また、給食時間との関係も課題である。	現状を維持しながら、時間的な調整を図る。また、事前指導の充実を図り、当日の能楽観賞がより意義あるものとなるよう学校に働きかける。	B ⑱	市の資産である能楽堂を有効活用した事業であり、日本の伝統芸術への関心を高めるためには必要な事業である。例年実施している事業であるので、企画や計画の方法をマニュアル化するなど、事務の一層の効率化を推進していただきたい。	●			実施計画を作成するに当たって、下校時刻の課題については、午後の部を交通の便がよい学校にする。 給食の課題については、給食センターと調整を行うなどして、時間的配慮を行う。なお、本年度内に、企画や計画の方法をマニュアル化し、事務の一層の効率化を図る。
142	語学指導助手等招致事業(449)	指導課	B	ＡＬＴとの協働授業の量及び質の向上、ＡＬＴの活用の改善。	① ＡＬＴ19 名中、18 名を民間委託のＡＬＴに移行する。1 名は越谷市の独自招致のＡＬＴである。 ② 中学校での活用をさらに推進するとともに、小学校における国際理解教育や英語活動における ALT との協働授業の量及び質の向上を目指し、効果的な授業実践のための指導法研修を実施する。また、計画訪問をするなどして、特に民間 ALT の授業を視察し、勤務の実態を把握し、委託内容を確認しながら、委託会社の管理を徹底するとともに、会社と連携を図りながら事業の改善に資する。 ③ ＣＩＲを指導課に配置し、国際交流全般の業務を分担させる。	B ⑱	国際理解教育の推進の立場から、英語によるコミュニケーション能力の向上は、必要な事業である。ＪＥＴによる招致期間満了後、順次委託化に切りかえ、経費削減を実施されている方針は継続していただきたい。一方、教育現場でのトラブル回避のため、委託内容を要求仕様として明確化し、委託業者の管理を徹底することを望む。	●			平成 20 年度後期から独自招致のＡＬＴ（外国人英語指導助手）との契約が満了となるため、委託ＡＬＴを 1 名増とする。また、ＣＩＲ（国際交流員）を廃し、ＪＥＴ（国の外国人英語指導助手招致事業）のＡＬＴを 1 名雇用する。よって、ＡＬＴ20 名体制となる。これは、平成 20 年度に小学校における英語活動推進のための拠点校が 1 校増となることや新たな学習指導要領への対応のための措置である。これにより小学校英語活動の充実が図られると期待できる。しかしながら、ＣＩＲを廃することで、指導課内での国際交流関係の業務（海外とのメールのやり取り等）に支障が生じることが予想されるため、新たなＪＥＴのＡＬＴは週 2 回程度指導課勤務とする。
143	小・中学校教育指導書等整備事業(452)	指導課	A		学習指導要領の改訂により、教科書の改訂が発生した場合に必要となる事業である。したがって、平成 20 年度には小学校の改定が予定されているため、再度、拡充が必要となる予定の事業である。	A ⑲	小・中学校の学習指導書を購入し、小・中学校の教員(小学校は学級担任、中学校は教科担任）に配布する事業である。購入は最小限の必要部数とされているが 10 年ごとの学習指導要領改定の際の購入経費(消耗品費)は高額になるので、教科書活用のため有効活用をお願いしたい。			●	次期学習指導要領の実施に伴う教師用指導書の整備に当たっては、必要最小限の購入数とするとともに、教師の授業の充実・指導の改善のため積極的な活用を図り、その成果が児童生徒の学習に反映されるよう授業研究会等で指導する。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
144	入学準備金貸付事業(465)	学校課	B	経済状況から他の融資が困難な世帯への貸付制度でもあり、継続は不可欠と考えるが、償還開始時期から事務の煩雑さ等の制度全体の見直しが必要である。	①② 貸付条件や償還開始時期等の検討。	B ⑲	進学を希望する生徒に公平に場を与える当該事業の意義は高いと思われる。 しかしながら、貸付額の未償還額が年々増加しており、抜本的な債権回収に取り組むことが急務である。医療費、給食費等、他の債権回収とあわせ、効率的なルール作りをすることも考えられる。	●			・利用促進のため市のホームページに掲載したり中学3年生の保護者へパンフレットにより案内していきたい。 ・償還時期を検討したい。
145	臨時教職員配置事業(467)	学校課	B	重度障害のある児童・生徒の普通学級への就学が増えており、引き続き補助員の配置をするとともに、配置日数も増加を検討する必要がある。	平成 19 年度から交付税算定基準に組み込まれるため、さらに制度の充実に向けて検討したい。	B ⑲	学校側の教職員配置状況、児童の在籍状況等により、臨時教職員を配置する当該事業は、不可欠といえる。しかしながら、重度障害児対応の補助員配置による市費負担増が課題となっている。市費負担を軽減すべく、保護者への協力、理解を促すとともに、県費負担を要望することも考えられる。	●			県の学級数確定の基準日（4 月 6 日）に新たに成立した学級等に配置する県費臨時的任用教職員について、始業式から県教委の発令日（4 月 20 日あるいは 25 日）までの間、学級担任不在の状態を回避するため、市費負担を要するものであり、今後も同様の対応を継続する必要がある。 重度障害児対応の特別支援教育支援員（補助員）配置については、その名称変更も含め配置事業実施要綱の改訂を行い、国が推進する特別支援教育の方針に見合った事業の展開を推進するとともに、市費負担額の軽減を図るため県費負担を要望していきたい。
146	学校給食調理事業(旧学校給食内容充実事業)(475)	給食課	B	飽食の時代ともいわれている現在、子供たちに対する食育が求められており、指導の方法が課題となっている。また、食に対する「安心・安全」の確保が急務となっている。	郷土料理、地場産野菜等を積極的に活用していく。学校給食を「生きた教材」として活用するため、給食時間を中心に学校訪問を実施する。 埼玉県でも平成 18 年度から単独調理校への栄養教諭の配置が一部始まっており、食指導のための質の充実に努めていく。	B ⑰	学校給食の内容を充実させることは重要な事業である。現在、配送業務の委託は行われているが、調理の委託化を含めたコストダウンの具体化、調理の工夫や食育指導にもとづく残食率の低下を図ることが大切である。また、コスト把握としては、食材費、委託費、施設管理費、減価償却費、職員人件費も含めたトータルコストを認識する必要がある。	●			関係団体と連携を図りながら新たな地場農産物の導入と量の増加を図り、学校給食の「生きた教材」として活用する。 朝食欠食の率を平成 23 年度までに小学校で 1.0%（平成 18 年度 1.5%）、中学校で 1.0%（平成 18 年度 4.8%）まで減らす。食事の必要性、重要性を啓発し、残食率の低下を図る。1 食あたりの単価を、食材費、光熱水費、人件費、学校給食費全費目を含めて算出し、経費の節減に努める。
147	給食センター施設管理事業(476)	給食課	B	学校給食を継続提供するため衛生管理の強化に努めながら、効率的・合理的な運営が求められている。	厳しい財政状況であるが、施設の管理上不可欠な事業であるため衛生管理の強化に努め、効率的・合理的な運営を図る。	B ⑰	安心、安全な給食を提供するために適切な施設管理を行うことは、重要な事業であり、今後適宜更新していく必要がある。更新にあたっては、学校給食事業の効率性を勘案し、全面委託方式を視野に入れた施設更新計画を検討する必要がある。	●			大型の機器については、設置時期を的確に把握し、安心・安全に給食が提供できるよう、適切な更新時期の計画を検討していく。
148	学校給食運営委員会運営費(479)	給食課	B	議題に対する意見が少なくなっているため、専門分野の委員に前段で説明の機会を設けるなど運営に工夫をする余地がある。	委員から意見を聴き、会議の運営方法を改善する。	B ⑲	学校給食運営委員会の運営が、形骸化している感がある。 委員会の本来の使命（ミッション）を明確にし、市が主体的に検討課題を与え、活動の成果を評価できるようにする。	●			平成 20 年度から、専門分野の委員が専門的立場から学校給食に対する意見を述べる場を設定したい。 また、献立・物資部会の最後に総括として、意見を述べてもらい会議の参考としていきたい。
149	市民文化祭開催事業(485)	生涯学習課	B	個人参加者・団体参加者とも増加しており、現在の開催日程では調整が困難となっている。	① 外部評価の指摘を踏まえ今後、パンフレットに広告を掲載するなど、経費節減の方策を検討していく。 ② 文化祭の開催・運営方法を他市などを参考にしつつ検討する。	B ⑱	来場者が 12,000 人となる大きなイベントである。市民参加による実行委員会をボランティアにより運営しており評価できる。参加者が年々増え続けている中で、収容施設は限られており、限界に達しつつある。参加費を徴収するなど運営方針の再検討が求められる。また、市の方針との調整を前提にパンフレットへの広告掲載など、経費縮減方法を検討し事業の拡大を目指すべきである。	●			参加者（個人・団体）の増加により現状のままでの開催には限界があるが、日程増は平日の増加となり参加者・集客とも難しい。そこで、平成 19 年度は一部種目で抽選を試みたが、今後も実行委員会の中で開催・運営方法を検討していきたい。また、外部評価の指摘を踏まえ、早速平成 19 年度の市民文化祭のパンフレットに広告掲載を試験的に実施したが、今後も経費節減の方策をさらに検討していきたい。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
150	社会教育団体支援事業(486)	生涯学習課	B	魅力ある事業活動の展開。	生涯学習・社会教育の振興に社会教育関係団体の果たすべき役割は重要である。各団体の事業活動が自主的・主体的にできるよう、また、健全かつ適切に事業展開が図れるよう引き続き支援を行う。	B ⑲	【⑰連合婦人会助成金】 当該事業の有意性は認められる。 今後、社会教育団体が自主的・主体的に事業展開できるように健全かつ適切に都度、助成額を見直しながら支援することが重要である。	●			地域の生涯学習・社会教育の振興において、当該事業の有意性は認められているが、社会教育団体の目的遂行のための事業活動が自主的・主体的にできるよう、また、健全かつ適切に事業展開が図れるよう支援を行っていきたい。
151	文化財普及事業(491)	生涯学習課	B	インフラ整備部分の計画を検討する。NPO 法人などの市民団体の育成を図る。	指定文化財、郷土芸能など地域に残る文化遺産の継承と NPO 法人などの市民団体の育成を図り、それらを活用した事業を積極的に展開し文化財の普及を図る。	B ⑲	【⑱越谷市郷土芸能保存協会助成金】 越谷市の文化継承を支援していく意義は大きい。 指導者の高齢化の問題等を解決すべく、リーダーバンク制度の活用等、指導者への支援や指導の場作りなどを強化することが重要である。 また、次世代を担う子供たち等が、文化財に触れる機会作りをより積極的に支援することを期待する。	●			郷土芸能祭の実施や郷土芸能保存協会の各団体が指導者として各学校で行っている郷土芸能の伝承活動を積極的に支援し、薄れつつある郷土意識の高揚を図る。さらに、文化財説明板の設置、ＮＰＯ法人などの市民団体との共催によるイベントの実施を通して、文化財の普及啓発を図っていく。
152	文化総合誌「川のあるまち」発行事業(500)	生涯学習課	B	作品応募者の固定化、高齢化が見られる。新人の応募もあるものの、さらに応募者を募る必要がある。	ゆとりと潤いと安らぎのある人間性あふれる文化のまちをつくるため、自主的な活動の促進と発表及び文化事業に努めていく必要がある。文化総合誌「川のあるまち」の刊行は、地域の特性を活かした事業であり、引き続き本事業の充実により越谷文化の向上と振興に取り組んでいく。	D ⑯	民間の自由な文化芸術活動に委ね、市はそれを側面的に見守るに留めていただきたい。市場性のある原価、販売価格を設定していただきたい。宣伝広告の掲載等、事業収入の方策も検討していただきたい。	●			越谷市唯一の文化総合誌として 1,000 部発刊している。地域の特性を活かした事業であり、引き続き本事業の充実により越谷文化の向上と振興に取り組んでいきたい。また、併せて販売価格の設定や宣伝広告の掲載等、費用対効果を含め編集委員会の中で検討していきたい。
153	ＩＴ講習会開催事業(502)	生涯学習課	B	開催方法等の検討が必要。	高度情報化社会の進展など、パソコンの普及に伴い、本事業に対する期待度は大きい。受講者から好評を得ていることから、今後も内容の充実に努めていく。	B ⑲	初級者講座に特化し、市民にパソコン操作をするきっかけ作りをする意義は認められる。 講習会参加者のネットワーク作りなどの支援も期待したい。 当面は事業を継続するも、中長期的に公民館などの自主事業とのすみわけを見直すなど、検討・見直しを図るべきである。	●			初心者を対象に今後も入門コース・基礎コースを実施し、講習会の内容の充実に努めていきたい。
154	日本文化伝承の館運営事業(512)	生涯学習課	B	平成 5 年開館以来、使用料の見直しをしていないため、見直しが必要。	特色と独創性豊かな文化のまちづくりを進めるため、こしがや能楽堂を拠点に能公演などの能楽関係事業に取り組むとともに、邦楽・詩吟・日舞・茶道・華道などの伝統芸術文化の振興・普及に努めていく。			●			使用料等のあり方に関する基本方針に基づき平成 19 年度使用料改定を行い、平成 20 年 8 月 1 日から実施する。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
155	伝統芸術文化振興事業(513)	生涯学習課	B	事業の参加者は徐々に増加してはいるが、さらにＰＲが必要。	芸術文化は、人々にゆとりと潤いと安らぎを与え、感動や生きる喜びをもたらし、心豊かな活力ある社会の形成に大きな役割を担っている。このため、各種芸術文化事業を実施するとともに各文化団体の自立的な活動の促進と育成・支援を行い、地域の特性を活かした特色と個性ある伝統的な芸術文化活動の発展を図り、地域文化の振興と向上に努めていく。	C ⑰	「こしがや能楽堂」を核とした、伝統芸術の振興は、越谷市の心豊かなまちづくりに大いに貢献できるものと思われる。ただ、事業の効率性、経済性および「こしがや能楽堂」の設備維持運営費、減価償却費等を勘案し、より一層に設備有効活用と受益者負担を考慮した料金設定により、採算性改善に真剣に取り組むことが強く求められている。	●			伝統芸術の振興に大きく貢献する能楽堂の使用料の改定を平成 20 年 8 月 1 日から実施する。
156	体育指導委員活動充実事業(514)	体育課	B	スポーツ・レクリエーションの振興のため、ニュースポーツの普及等の主催事業を実施しているが、事業実施後の普及策や継続方法について検討が必要である。	① 新たなニュースポーツの普及に向けた活動を進める。事業の普及策や継続方法について検討し、より良い方策を作り上げる。指導者要請に対応した、指導員派遣の充実を図る。 ② 市民の交流と健康・体力づくりが進められるよう、スポーツ・レクリエーションの活動機会の充実を図る。	C ⑰	スポーツ・レクリエーション事業の充実により、心豊かなまちづくりを推進することは重要であり、そのための指導員を生涯スポーツ講座やスポーツ教室に派遣することは、これまで十分意義を持っていた。しかし、スポーツ・レクリエーションの大衆化が浸透した今日では、必ずしもスポーツ指導に公が関与する必要性は少なくなってきており、今後、類似事業との統合も踏まえた検討を行うべきである。	●			体育指導委員は、市が主催する生涯スポーツ講座やスポーツ教室、自治会や各種団体が企画する事業の講師要請に応じ、指導者として活動をしている。また、市民が楽しく参加できるニュースポーツ「ドッチビー」の普及活動を新たに開始する一方、各種スポーツ・レクリエーション事業を企画・運営により実施している。引き続き、指導者の要請に応じた指導者の派遣の充実を図りながら、市民の健康づくり、体力づくりを目指した活動を展開することにより、スポーツ・レクリエーション活動機会の充実を図る。
157	総合体育館管理運営事業(515)	体育課	B	施設の改修により、利用促進及び安全管理を図る必要がある。	① 指定管理者の自主事業の拡大と PR 活動の充実により参加者の増加を図る。 ② 施設及び設備については、保守点検の徹底と改修等で安全確保を図る。			●			指定管理者との連携を図り、施設の保守点検を充実させ、より快適なスポーツ・レクリエーション施設の提供を目指す。また、指定管理者による積極的な事業展開や施設利用案内などの情報提供に努め、管理運営の充実を図る。
158	市民体育祭事業(516)	体育課	B	事業の成果を上げるため、各種大会の内容・開催方法等について、検討する必要がある。	① 誰もが参加できる大会となるよう、種目や運営方法について、関係団体との協議、検討を図る。 ② 市民の交流と健康・体力づくりが進められるよう、スポーツ・レクリエーションの活動機会の充実を図る。	D ⑯	フェスティバルの開催を含め事業を一旦廃止し、市民の新たなニーズを踏まえた上で再検討していただきたい。	●			市民体育祭の実施に当たっては、主催 6 団体(体育協会、レクリエーション協会、自治会連合会、スポーツ・レクリエーション推進協議会、越谷市、越谷市教育委員会)が、種目や競技方法、運営方法について、協議、検討を重ね、より良い市民体育祭となるよう取り組んでいる。平成 19 年度から、新しい地区対抗種目として、グラウンド・ゴルフ大会を導入、開催し、多世代の方々が楽しめる大会として、大変好評であった。引き続き、主催 6 団体を中心に、誰もが参加できる市民体育祭となるよう取り組み、市民の交流と健康づくり、体力づくりを推進し、スポーツ・レクリエーション活動機会の充実を図る。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
159	スポーツ・レクリエーション推進事業(518)	体育課	B	事業の成果をより良いものとするため、講演会の開催方針等について、見直しが必要である。	① 講演会の運営、進行などの開催方針について、検討する。② 講演会事業の充実を図ることにより、スポーツへの関心の高まりや活動への取り組みの向上を推進する。	B ⑲	スポーツ講演会、スポーツリーダーバンク登録、体力テスト、なわとび大会の運営、また競技参加者への障害見舞金の支給等、スポーツ・レクリエーション振興の事業である。今後、後援ないし共催団体である体育協会やレクリエーション協会との役割分担、すみわけを検討し、各種団体に事業を委託することも考慮していただきたい。 また、生涯スポーツ振興計画を踏まえ、各活動状況を分かりやすく取りまとめた越谷スポーツレポート（仮称）の発行等により一層市民の健康・体力づくりの啓発に努められてはどうだろうか。また、成果指標を設定し、定量的効果の公表にも努めていただきたい。	●			体育協会主催事業の体育賞に合わせて開催しているスポーツ講演会、体育指導委員主催事業のなわとび大会、体力テストなどの事業運営については、団体の協力により進めている。今後は、事業の運営、進行などが団体主体で進められるよう検討していく。また、市民がスポーツ・レクリエーション活動を気軽にはじめるきっかけとなるよう、大会の開催情報やスポーツ団体の活動情報に関する情報提供の充実を図る。
160	スポーツ・レクリエーション団体支援事業(統合)(519)	体育課	B	団体の自主的運営がさらに進むよう、育成、支援、指導を促す必要がある。	① 団体の自主的な取り組みを促進し、引き続き、育成、支援、指導を促す。 ② 団体との連携により、自主的な取り組みを促進し、活動への支援の充実に努め、市民の団体への参加を促進することにより、団体の活動の充実を図る。	B ⑱ C ⑯	<越谷市レクリエーション協会補助事業> 高齢者の健康維持の面からも、スポーツ、レクリエーションの普及は必要である。運営主体をレクリエーション協会へさらに移管し、職員工数の削減を図るよう検討していただきたい。また、補助金が有効に活用されているかを評価するために、利用者アンケートを活用する等、市民の視点から成果指標を設定することを望む。 <越谷市体育協会補助事業> 当事業の運営方法等改善すべき点は多く、組織との関係を整理し改善に努めていただきたい。	●			越谷市体育協会、越谷市レクリエーション協会は、越谷市のスポーツ・レクリエーションの振興のため、特に、市民の健康づくり、体力づくりが進められるよう、市民体育祭をはじめとする各種大会の運営を担当している。また、ゲートボール協会においては、団体の自主運営が進み、平成 20 年度補助金の削減を実施する。今後も、各協会の運営にあたっては、構成団体による自主運営がさらに進むよう育成、支援、指導を行い、団体の活動の充実を図る。
161	越谷市民プール管理運営事業(520)	体育課	B	指定管理者制度の活用により、管理・運営面での課題は少ないが、快適かつ安全に利用できるよう施設の整備等が必要である。	① 引き続き、施設の維持管理及び運営の効率化を図る。 ② 指定管理者との連絡調整を密に行い、自主事業の拡大により利用者の増加を図る。			●			市民プールは、老人福祉センターとの複合施設であり、高齢者の利用が大変多い。設備については、耐用年数を経過したものもあり、室温及び水温の安定供給を図るために設備保守管理の徹底を図る。さらに、平成 20 年度は安全面及び衛生面の観点から手摺り等の塗装工事を行う。
162	市立体育施設管理事業(521)	体育課	B	施設及び設備の老朽化に伴う維持管理費の増加が見込まれる。	① 施設、設備及び備品等の維持管理、保守点検の充実を図る。 ② 老朽化の著しい第１・２体育館について、建替え、敷地の確保を検討する。	B ⑲	市内 4 地区にある 5 体育館の施設管理業務で、光熱水費、保険料、保守点検等の委託料、土地の借上料の管理業務である。 委託料については、相見積もりをとっているが、再任用者の活用による人件費の節減も含め、体育館職員による軽微な修繕や利用者の協力を得て、一層経費節減や施設の点検に努め９０％の稼働率の市民地域体育館の安全な利用に供するよう努めてほしい。	●			市民に安全・快適に利用いただけるよう、施設・設備の点検業務を実施する。また、体育館の使用料について、将来にわたって継続的、安定的にサービスの提供ができるよう、平成 19 年度に「使用料等のあり方に関する基本方針」に基づく使用料の見直しを行い、平成 20 年 4 月 1 日利用分から一部体育館の使用料を改定する。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
163	屋外体育施設管理運営事業(522)	体育課	B	施設及び設備の老朽化に伴う維持管理費の増加が見込まれる。	① ここ数年整備を行っていない屋外体育施設についても、整備を行う。 ② 定期的な整備の実施により、利用者の増加を図る。			●			施設の管理運営に関して、引き続き指定管理者との連携により、利用促進を図る。 また施設整備に関しては、老朽化の著しい施設の改修により、利用者の安全確保を図る。さらに公園緑地課との連携を図り、より安心して利用いただける施設整備を行う。
164	市立体育館施設改修事業(524)	体育課	C	施設の老朽化に伴う修繕箇所が多く、改修が必要である。利用者の安全面を考慮し、至急の対応が必要である。	① 施設及び設備の修繕・保守点検については計画的に実施する。 ② 地域体育館の円滑な運営と利用者が快適に利用できるよう、施設整備を計画的に行う。			●			平成 20 年度については、利用者の安全確保を最優先とした施設改修を実施する。特に北・南・西体育館の消防設備の改善や南体育館の非常階段の改修など早急に改善を図り、利用者の安全確保を図る。
165	備品整備事業(526)	体育課	B	公式競技に使用する備品などは、ルール改正による影響を受けることから常に情報収集に努める必要がある。	① 現有の備品について、定期的に点検・保守を行い、利用者の安全を確保する。 ② 計画的に備品の買い替え等を行う。			●			現有備品については、引き続きメンテナンスを行い、競技に支障のないよう管理する。 平成 20 年度については、総合体育館第 1 体育室用バドミントン支柱を 4 本購入することで、全 12 コート分の整備が図れる。
166	市立体育館管理運営事業(527)	体育課	B	夜間個人開放は、参加者が特定する傾向にある。また、鍵の開閉業務依頼対象者の高年齢化が進んでいる。	① 個人開放については、勤労者の参加者が増えるよう検討する。② 地域体育館の地域に密着した特性を考慮し、その周辺施設についても地域との協働による管理運営体制の充実に努める。また、施設管理については、再任用制度の活用により経費節減に努める。	B ⑲	地域のスポーツ、レクリエーション活動の拠点である市立体育館としての役割は大きい。夜間、休日開放等、市民のニーズに対応する努力は評価する。施設の運用管理にあたっては、外部委託または再任用職員の活用による一層の経費削減を望む。	●			再任用職員の配置により北体育館を除く 4 館の休館日（火曜日）を試行的に廃止し、利用の拡大を図った。引き続き、再任用職員の増員により、利用促進を図る。 さらに、第 1 体育館について、現在無人である夜間貸出区分についても再任用職員等を配置することで、管理を充実することができ、利用者にも安心して利用いただけると考える。
167	移動図書館事業(529)	図書館	B	移動図書館資料貸出数の減少。	① 利用の減少が続いている巡回箇所については、他の巡回箇所との統合等を検討し、新たに巡回場所を設けることにより、利用の拡大を図る。 ② 移動図書館が担う役割を十分に考慮しつつ、より効率的・効果的な移動図書館事業を目指す。	B ⑲	一定の利用者を確保しており当該事業の有効性は認められる。 事業を継続すべく、適正な巡回箇所の見直しを図り、利用率の拡大を図ることが重要である。	●			利用の少ない巡回箇所については、近くの公共施設等への巡回に変更することにより、利用の拡大を図る。
168	講演会･講座開催事業(530)	図書館	B	参加者の減少。	① 多様なニーズに応えていくため、講座数・講座回数を再検討する。 ② 市民の中からの講師の発掘・起用（リタイアされた団塊の世代の活用等）	B ⑰	市民が図書にふれる機会を拡大していくため、当該事業の有意性は認められる。 一定の事業費内でより魅力的な講座を展開していくことが重要である。	●			現在実施している講座について、内容や回数を再検討する等に加え、新たな講座を実施し、多様なニーズに応えていく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
169	図書購入事業(535)	図書館	B	人口一人当たり貸出数の平成２２年目標値を 5.1 としていることから、毎年、貸出数を増加させていくことが求められる。	① 図書館サービスの要である図書購入について、限られた予算を有効活用できるよう、引き続き利用者の要望や図書館協議会委員の意見等も踏まえ、蔵書の充実と確保に努める。 ② 大型地区センター・公民館図書コーナーの効率的な利用方法の検討。	B ⑰	図書館サービスの高度化、図書館の役割拡大は、今後ますます求められている。電子図書館等高度な図書館サービスへの移行もにらみ、現在の効果的かつ効率的な図書購入事業を継続させることはもちろん、当該事業の意義を再度見直し、市民ボランティアの活用、職員の能力向上による適正な事業展開が求められる。	●			「越谷市立図書館資料収集方針」に基づき、利用者の要望と図書館協議会委員の意見等を活かした選書による蔵書の拡充を図ることで、幅広く質の高い資料提供を行い、貸出の増加を図る。
170	消防委員会運営事業(555)	総務課	D	現行の委員会については、設置後５０年余りが経過し、初期の目的は十分達成されているため、消防の他の制度を活用するなどの見直しが必要である。	集中改革プランに位置付け済。	C ⑱	今後諮問したい議題について、年２回の委員会で十分な審議は困難と思われるし、現行委員会は設置後５０数年たっており、初期の目的は十分達したと思われるので、組織目的の抜本的な見直しが必要ではないだろうか。 一案として、消防本部で消防行政の抱えている諸問題を把握・整理し、それらの事項を調査・審議するため、現行委員会は廃止し、新たに協議する体制を５年毎に設置し、実効性のある審議を図ることとしてはどうだろうか。	● ★			附属機関である消防委員会については、消防の他の制度を活用することにより、平成 21 年度までに廃止する。
171	消防施設改修事業(557)	総務課	B	谷中・蒲生分署については、築３０年余りが経過し老朽化が進んでいる。また、間久里・大相模分署についても、築 20 年以上が経過している。これら分署については、老朽化が進んおり、施設の機能を維持するため、計画的な改修工事が必要である。	①② 災害活動の拠点施設である分署の老朽化に伴い、計画的な改修工事を行い維持管理を図る。	B ⑲	消防施設は市民の安全安心を守る拠点として重要な施設である。 建て替えを含めた適切な施設の長期的な改善改修計画を市の財政計画と整合させ策定する必要がある。 消防施設は 24 時間稼動が前提であり、他の施設とは異なる視点で改修計画を策定することが求められる。	●			老朽化した災害活動の拠点施設である分署については、計画的な改修工事を実施し、施設の維持管理を図る。また、築 30 年以上を経過した耐震構造以前の分署については、建て替えを含め検討していく。
172	消防音楽隊運営事業(562)	予防課	B	消防音楽隊の演奏活動を通じて積極的に住宅用火災警報器の設置に向けて普及啓発に努めていくとともに、火災予防思想の普及啓発を広範囲にわたって推進していく。	① 住宅用火災警報器の設置が義務化されたことに伴い、消防音楽隊の演奏活動を通じて積極的に住宅用火災警報器の設置に向けて普及啓発に努めていく。 ② 火災の大半は、火の取扱いの不注意や不始末から発生しているため、消防音楽隊の演奏活動を通じて防火意識の高揚と防火管理の徹底を推進していく。	B ⑱	音楽隊の練習・活動は、ほぼボランティアで運営されていると思料される。音楽隊の活動は、火災予防広報に大変強い影響力を持つと思われるので、活動を継続するための予算のルール化を期待したい。活動結果を積極的にＰＲし、表彰制度の活用により隊員の意識を鼓舞することも考えてよいのではなかろうか。	●			建物火災の約 5 割が一般家庭からの出火である。このような事実を含め、消防行政上市民一人ひとりに守っていただきたい事柄を広く市民の方に報せなければならない。その手段として演奏活動を通じて行う広報は市民の関心を引きやすく、大きな効果をあげている。他に同様の事業はない。 非番、公休での練習や演奏活動は、外部評価で指摘があったようにボランティアの要素が高いことから、隊員の意識高揚のため、活動環境の整備や楽器などの整備、充実を予算面で図る。
173	火災予防事業(563)	予防課	B	火災予防は、消防本来の最重要業務であり、今後も変わらない継続的な業務である。防火管理者の選任率についての目標に対する達成率が低いため、積極的に査察等を行い防火管理者の届出の強化を図っていく。コスト削減の余地がないが、火災予防思想の普及啓発を広範囲にわたって推進していく。	① 防火管理者の選任率の目標に対する達成率が低いため、積極的に査察等の業務を行うとともに、防火管理者の届出の強化を推進していく。 ② 建物火災による死者数を減らすことを目的に、住宅用火災警報器の設置が義務化された。積極的に住宅用火災警報器の設置に向けて普及啓発に努めていくとともに、住宅防火対策と放火火災防止対策の推進をしていく。	B ⑲	防災対象物の査察等により、人口１万人当たりの年間出火件数は年々減少しており、当該事業の重要性が充分にうかがわれる。 今後は、起震車の再リース等により事業費の削減努力を実施し、削減分を人件費に配分するなどし、査察実施率をあげることが重要である。再任用者の活用など適切な人件費管理に努めていただきたい。	●			火災予防事業は消防本来の最重要業務で、住宅用火災警報器等の設置を含め、最終的受益者は市民全体である。 したがって、これらの業務を引続き推進するとともに外部評価で指摘のあったように、平成 20 年 11 月から起震車を再リースとすることにより事業コストの削減を図る。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（○付数字は外部評価実施年度）	左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 20 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 20 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組	コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
計							150	4	19	
上記のうち、平成 19 年度外部評価対象事業							55	0	6	